鳥取県米子児童相談所長　様

鳥取県米子児童相談所の第三者評価

報告書

（令和 5 年度 12 月）

一般社団法人　日本児童相談業務評価機関

J-Oschis
日本児童相談業務評価機関

一般社団法人　日本児童相談業務評価機関
児童相談所第三者評価の実施方法

一般社団法人　日本児童相談業務評価機関は以下の方法で鳥取県米子児童相談所第三者評価を実施した。

●評価の方法

2020 年度厚生労働省調査研究事業「児童相談所における第三者評価 ガイドライン（案）」(三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング）を基に日本児童相談業務評価機関が改訂した「児童相談所における第三者評価ガイドライン(2023 年度版)」(以下ガイドライン)を用いて、次の方法で実施した。

1　各所アンケート

・自己評価アンケート

58 項目について、児童相談所職員それぞれに自己評価を行ったうえで所全体のとりまとめ評価を実施し、とりまとめ評価を所としての自己評価の結果とした。職員それぞれの評価ととりまとめ評価を評価員が送付を受けた。

・こどもアンケート

当該児童相談所から措置を受けた小学 4 年生以上のこどもを対象に、施設措置中のこども、施設通所中のこども、里親委託中のこども、在宅指導中のこども(児童福祉司指導は全対象、その他についてはアンケート実施期間中に面会のあったケース対象)に対してアンケートを実施した。各回答を集計し、結果を評価者が送付を受けた。

・関係機関アンケート

当該児童相談所から措置を受けたこども(全年齢対象)がいる施設、里親、また管轄市区町村を対象にアンケートを配布し、集計結果を評価者が送付を受けた。

2　事前準備資料

評価に必要と思われる次の資料を施設から徴し、評価者が精査した。

事業概要、研修計画、事務分掌、子どもに対する説明資料（権利ノート等)、その他必要と思われる情報　等

3 実地調査

（1） 所長・マネジメント層からの全体説明

（2） 援助方針会議傍聴

（3） 個別事例ヒアリング

（4） 新人職員ヒアリング(1〜3 年目の児童福祉司・児童心理司 等)

（5） 新人スーパーバイザーヒアリング(SV 経験の短い児童福祉司・児童心理司 等)

（6） 施設見学

（7） フィードバック

4 報告書の提出

●評価項目の評価

ガイドラインの評価基準に従い、各評価項目は、S〜C の 4 段階で評価した。

評価ランクの考え方

評価ランク	評価基準
S	優れた取り組みが実施されている 他児童相談所が参考にできるような取り組みが行われている状態
A	適切に実施されている よりよい業務水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
B	取り組みが十分でない 「A」に向けた取り組みの余地がある状態
C	重点的に改善が求められる、または実施されていない

― 目次 ―

児童相談所第三者評価の実施方法 1

目次 3

総評

総評 4

第Ⅰ部　子どもの権利擁護と最善の利益の追求 8

第Ⅱ部　児童相談所の組織 10

第Ⅲ部　子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理 12

第Ⅳ部　社会的養護で生活する子どもへの支援 14

第Ⅴ部　社会的養育の推進 16

第Ⅵ部　家族とのかかわり・家族への支援 17

第Ⅶ部　市区町村や関係機関との連携 18

アンケート結果

こどもアンケート結果 20

関係機関アンケート結果 41

総評

(2023 年 8 月 21 日(月)～22 日(火) 実地調査実施分)

総評
○ 児童相談所の職場全体の雰囲気が明るく、温かく、家庭的で、職員どうしの信頼関係が厚く築かれている様子が感じられました。後述するような困難な労働環境にあることが一見してはうかがえず、スーパーバイザーを中心に職場全体が一丸となって、難局を乗り切ってこられたことは高く評価します。 ○ 子どもの安心・安全をはかることを最優先課題とし、子どもと向き合い、子どもの声を聴こうとする姿勢が、至る所でみられました。なかでも一時保護所の子どもの登校支援について、全職員を挙げて実現していることは、特筆すべきです。 しかし 70 ケース以上を担当する児童福祉司が多くおり、月の超過勤務時間についても 70 時間から 100 時間を超える（課長、課長補佐、係長を含む）職員が見られ、産業医面接の対象となる状況も繰り返されている実情があります。子どもの権利保障のためには、職員の権利保障が前提であるという視点からも、労働環境を早急に改善する必要があります。 ○ 一時保護所運営の専門性の必要性は高まっています。児童指導員での宿直が完結する体制を早急に確保し、児童福祉司や児童心理司の応援宿直を解消することや、送迎対応職員を確保することで、業務負担の軽減をはかることは急務です。 また、一時保護所の運営体制については、次の段階として、夜勤体制への移行が望まれます。 ○ 個々のケースに対して児童福祉司、児童心理司、一時保護所職員が、個々の努力による丁寧な支援と、職員間の連携により、迅速な対応をはかっていることは高く評価されます。丁寧な支援の基本として、チームとしての取り組みや新しいことへのチャレンジ等に向かう、職員相互の信頼感があることがうかがえます。 今後さらに、組織としての判断や対応、効果的な援助方針会議の実施、的確なアセスメント、ケースの進行管理、迅速な記録作成、育成計画に基づいた人材育成等を実現していくためには、スーパーバイザーに大きな負担がかかる実態を改善し、職員を支える組織体制の再構築が望まれます。 ○ 子どもの権利ノートやしおりなど、子どもの権利を伝えるための媒体の内容は適切で、工夫されています。ただそれらを用いる説明に終わるのではなく、子どもと接するあらゆる場面で①生まれてきてよかった②ひとりぼっちではない③自分の道を自分で選ぶという３つのキーワードをもって、子どもが既に受けている権利侵害を考え、権利救済をはかるという意識をもって子どもの権利保障の実現をめざすことを期待します。 ○ 虐待通告に対し、丁寧に検討し、分類したうえで、それぞれのケースに適切な支援を継続していることが認められます。ただし養護相談その他と分類されたケースの中に、虐待を主訴として継続して関与する必要があると思われるケースもありました。虐待通告をそのまま虐待相談対応件数として計上することを求めるものではありませんが、非該当の判断をする事例を除き、基本的に虐待相談として位置づけておくことが必要ではないかと思います。 ○ 児童養護施設に措置された子どもについては、年２回の権利擁護面接、年２回のケースカンファレンス、月１回の支援会議だけでなく、施設で困っている時に迅速な対応と柔軟なサポートがされており、施設からの信頼も厚く、日頃の連携と努力の成果が見られます。

社会的養護のもとにいる子どもの成長や環境の変化にあわせ、児童相談所として中長期的な支援方針の見直しの機会をもち、よりよい支援をつなげていくことを期待します。

○ 里親養育支援については、里子担当の役割も里親担当が担わざるを得ない場面もありました。それぞれの役割を明確にし、担当を分ける対応が望ましいと考えます。また、社会的養育推進計画改定に向け、民間委託も含めた里親支援体制の構築についても検討が望まれます。

○ 保護者に対して粘り強く丁寧な支援を継続しています。「子育て応援リーフレット」を活用するなど、保護者に対して可視化されたわかりやすい説明を心がけており、支援プログラムを個別に実施し、保護者の都合を優先して夕方以降の通所対応を多くするなどの取り組みは、高く評価できます。ただし出勤時刻の調整など工夫し、残業時間の増加につながるようなことがないよう、留意してください。

○ 児童相談所と市との人事交流や、今年度から市からの「指導委託」が開始され、児童家庭支援センターへの指導委託を行う等新しい取り組みも始まっていることは、評価できます。
市町村とのケース分類会議が年に３回実施されていますが、児童相談所での専門支援から市町村での生活支援に引き継ぐにあたり、結果として児童相談所が主担当として継続しているケースも多いように思います。引継ぎの手順の確立が求められます。
また市町村の要保護児童対策地域協議会の効果的な運用について、管内２市６町１村の実情に合わせて、児童相談所及び県として、市町村の運営体制や専門性の向上をはかり、虐待予防や地域での支援を高めていく地域づくりとしての組織支援が求められます。

○ 社会福祉審議会児童福祉専門部会(児童福祉審議会)児童支援部会（以下、「児童福祉審議会」といいます。）への意見聴取事例がなく、児童相談所にその必要性の意識も不十分な実態がうかがえます。意見聴取が義務付けられている事例に限らず対応困難事例等児童相談所が必要と認める場合として、積極的に活用し、第三者の視点から新たな気づきや配慮点等意見を聴取し、児童相談所の支援の的確性を確保することが必要です。

取組み主体	課題、取組むべき事項、具体的な取組み内容の提案 等
職員	○ 子ども対応における子どもの権利保障の実践 ○ 超過勤務を当然としない職場の雰囲気づくり ○ 丁寧な支援の実施における業務の効率化の提案と取り組み ○ 市町村とのスムーズな主担当の移行実現ためのケース分担・引継ぎ等について、市町村が安心して取り組む実践とサポートの検討
児童相談所	○ 子どもの権利救済機関としての児童相談所の理念形成と実践の共有 ○ 時間外労働時間の削減 ○ スーパーバイザーの専門性向上のための研修受講の機会の確保 ○ 組織としての判断や対応、効果的な援助方針会議の実施、的確なアセスメント、ケースの進行管理、迅速な記録作成、育成計画に基づいた人材育成等の適切な実行等職員を支える組織体制の再構築 ○ 管内２市６町１村の実情に合わせた市町村へのケース引継ぎの手順の仕組みの確立 ○ 県と協働により市町村の運営体制や専門性の向上をはかり、虐待予防や地域での支援を高めていく地域づくりの組織支援 ○ 児童福祉審議会への意見聴取を積極的に活用し、第三者の視点から新たな気づきや配慮点等意見を聴取し、児童相談所の支援の的確性を確保
設置自治体	○ 児童相談所業務の困難性の認識の県全体での共有、児童相談所職員の待遇改善 ○ 一時保護所児童指導員での宿直が完結する体制の早期確保及び次の段階としての夜勤体制の導入、児童福祉司や児童心理司の応援宿直の解消、通学送迎対応職員の確保 ○ 業務の効率化のための音声入力等、IT システムの更なる導入 ○ 里親支援体制の構築 ○ 市町村の実情に合わせた虐待予防や、地域での支援を高めていく地域づくりとしての組織支援 ○ 児童福祉審議会の審議内容の向上をはかり、児童相談所が困難事例について意見聴取が期待できるような児童支援部会への改善
国	○ 市町村の虐待予防や子ども家庭支援の向上のための財政支援の充実、専門人材の確保のための措置の実施

第Ⅰ部　子どもの権利擁護と最善の利益の優先

－職員一人ひとりが、子どもが権利の主体であることを意識した対応を行えているか

総　評 現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案　等
○　児童相談所の業務として、子どもの安心・安全をはかることを最優先課題として位置付け、子どもと丁寧に向き合っていることが、各所の業務のあり方において、現れていました。 　一時保護所における夜間の常勤職員配置の必要性、二人体制の必要性が所全体で理解されているため、一時保護所職員数が圧倒的に不足している中で、所長以下児童福祉司・児童心理司らが当番勤務をしなければならないという苛酷な条件のもとにあっても、子どもの安全・安心のために、協力していこうという意識が醸成されており、その頑張りによって、難局を乗り越えていると見受けられました。 　また子どもの通学支援のために、送迎を多くの職員が時間外で対応していることは、特筆すべきと思います。子どもの意見を聴くということも大切にされており、一時保護所職員・児童福祉司・児童心理司が子どもの言葉を大切にして、多忙の中でも子どもの記録によく目を通す、子どもの情報を口頭で即時共有に努める、アドボキット制度を積極的に活用し、多角的に子どもが意見表明できるよう支援していることも評価できます。 ○　緊急案件、継続案件いずれもの対応が、とても丁寧で、子どもや保護者の実情理解・説明・意見聴取・心理的ケアなどに十分な時間をかけ、工夫をし、児童相談所に係属する子どもの最善の利益保障のために注力している様子もうかがわれました。 ○　しかし丁寧なケース対応のために、職員の月の時間外労働時間数が７０時間から１００時間以上になることが少なくないという苛酷な労働環境が生じています。過労死ラインを越えていることが常態化しても、対応策のとりようがないという状況が見て取れます。夜間宿直勤務とあわせ、この状態を維持していくことは至難であり、いつ破綻するかもしれないという危機感を覚えます。 　本当に子どもの安心安全・最善の利益保障をはかり、子どもの権利を保障するためには、職員が人間として、労働者として、その権利を保障されていなければなりません。一時保護所職員の大幅増員や、児童福祉司の虐待加算を含む増員が不可欠でしょう。また職員の労働時間を短縮するためのケース記録システム、情報共有システムの導入、新人研修を含む職員養成、市町村との役割分担など、意識的・効果的に行っていく必要があると考えます。 　子どもに関わるおとなたちが幸せでない社会で、子どもだけが幸せになることはできません。職員に病気、休職などの事故がおきてからでは、遅いのです。職員の皆さんの元気さがまだあり、熱意が感じられる現在の状態が維持されている間に、早急に対応をはかられることを期待します。 ○　施設・施設で暮らす子どもの権利ノート、一時保護所の子どもの権利ノート、一時保護所のしおりなどは、子どもたちに権利とは何かを伝えるため、改訂、工夫がされてきたことがうかがわれ、国連子どもの権利条約にのっとり、内容も必要十分な事柄にしぼられて、とても子どもにやさしいものになっています。 ○　ここでもう一歩深めて、このノートを受け取る子どもたちの立場で、子どもの権利とは何かを考えてみることを提案します。児童相談所にやってくる子どもたちは、生きる権利、成長発達する権利、親に虐待されずに育ててもらう権利、差別されない権利などを、深刻に侵害されてきています。自分が存在することを認めてもらえず、生きていいと

大切にされ守られたことがなく、大人は信じられず、ひとりぼっちにされてきました。自分の言葉など聞いてもらえない、何でも大人たちが決めて押し付けてくる、いうことをきかなければ酷い目に合うと感じています。
そのような子どもが権利ノートを渡されて「あなたには、かくかくしかじかの権利があります」と説明されても、それを自分のこととして受け止められるでしょうか。遠い世界の絵空事に思えるのではないでしょうか。

困難を抱える子どもの権利保障、つまり権利救済を実現しようとするときに、子どもの人間としての尊厳＝人権を回復するための３つのキーワードを紹介します。これは、子どもシェルター全国ネットワーク会議が策定した、子どもの権利回復/権利保障を理念とする子どもシェルター運営指針で、支援をする大人たちが現場で大切にするよう示されているキーワードです。

①生まれてきてよかったね。ありのままのあなたが、生きていていい。

②ひとりぼっちじゃないからね。

③あなたの道はあなたが選ぶ、あなたが選んでいい。

児童相談所で出会った子どもたちが、この３つのキーワードで示される人権を侵害されてきた子どもであるという理解に立ち、その被害の重さを想像し共有すること。そして子どもへの声掛け、まなざし、態度などのあらゆる対応において この３つのキーワードを伝え、ここは今までの場所とはちがうと、子どもたちが実感できるよう務めるということになります。それは、子どもが大切にされていると感じ、自分の抱える困難の中を共に歩いてくれる人たちがいると信じることができ、自分の人生の選択に意見を表明して、積極的に参画する取り組みです。
この関係が成立していないところで、子どもに権利の概念を説明しても、虚しいのです。子どもの権利という概念を用いるなら、子どもの権利ノートの解説は、信頼できるおとなとの関係が基盤にあって、初めて子どもにとって意味をもちます。児童相談所は、侵害されてきた子どもの権利救済、権利回復を行う機関であるという自覚をもって、子どもの権利保障の実をあげていくことを期待します。

＜各評価項目の評価＞

項目	評価項目	評価結果
No.1	子どもへの向き合い方は適切であるか	S
No.2	子どもの権利が守られるための説明や支援等を適切に行っているか	A
No.3	子どもにとって重要な　場面において、子どもに対する説明と意見聴取を行っているか	A
No.4	子どもの意見や意向を尊重する対応を行っているか	A

第Ⅱ部　児童相談所の組織

－児童相談所の機能を果たすために必要な体制が確保され、組織としての取組みが行われているか

総　評 現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案　等
○　個々のケースに対して児童福祉司・児童心理司が連携して丁寧な支援を実施しており、特に児童相談所への通所による継続支援が必要なケースは、時間外での対応など保護者や児童に配慮した取り組みを行っています。また、保護者にわかりやすい虐待防止リーフレットを作成、初動対応等に活用しています。 ○　警察官、教員が係長として配置されており、それぞれの立場から支援をフォロー、関係機関とのスムーズな連携につなげています。 ○　一方、70 ケース以上を担当する児童福祉司が多くおり、月の超過勤務時間が 70 時間から 100 時間を超える職員が課長・課長補佐・係長・児童福祉司に見られ、産業医面接の対象となる状況も繰り返されている実情があります。 ○　職員から、児童相談所業務の困難性に対する県全体からの理解が得られておらず、特殊勤務手当の改善要求に対して具体的な措置がなされていないとの訴えがありました。職員のモチベーションの維持のために、改善が検討されることを望みます。 ○　地区担当児童福祉司及び児童心理司の勤務経験が 3 年以下であり、専門性の蓄積が不十分な状況下で日々目の前のケース対応に追われている実態があります。経験に応じた専門性の習得が期待されます。新任職員にはスーパーバイザーが付き丁寧に事前シミュレーションや振り返りをしながら育成をはかっていますが、スーパーバイザーが直接ケースに対応する場面も多くあることから、係内の進行管理をする時間が確保できていない実情がうかがえ、スーパーバイザーの負担が大きくなっていると思われます。 ○　業務の理解や専門性の向上をはかるため、毎月 3 回程度、主に職員が講師となり所内研修を実施していますが、ケース対応優先となり、参加が難しい職員も多いようです。またテーマとして、自身の業務を振り返るためのシートの活用等 OJT の具体的方法の作成、専門性向上に向けてキャリアラダーの提示等をとりあげ、業務に反映させる仕組みを、ご検討ください。 ○　併設の一時保護所の児童指導員の配置が少なく、児童福祉司や児童心理司、各課長、所長を含め応援宿直を週 3 日、一人当たり月に 1 回以上担っており、児童相談所を管轄する県西部総合事務所にも応援を依頼している実情が見られました。また、一時保護児童の学校への送迎対応も、全職員体制で担っています。 　一時保護所については、対応が難しい児童の増加や施設入所児童の増加にともない、施設等への一時保護委託の受け入れが厳しい状況が増え、施設不適応児童の一時保護対応もあり、一時保護所の運営の専門性確保の必要性は高まっています。児童指導員での宿直が完結する体制を早急に確保し、児童福祉司や児童心理司の応援宿直を解消することや、通学送迎対応職員を確保することで、業務負担の軽減をはかることが急務です。また、次の段階として夜勤体制への移行につなげてください。

○ 丁寧な支援が、職員個人の努力やスーパーバイザーの負担において行われている状況が見られます。必要な職員数の不足を含め、組織としての体制の脆弱さが認められます。組織としての判断や対応・的確なアセスメント・ケースの進行管理・迅速な記録作成・育成計画に基づいた人材育成等を、より適切に実行するためには、スーパーバイザー頼み、職員頼みの実態を脱し、職員を支える組織体制の再構築が必要だと思います。職員は児童相談所を支える基本です。「支援を必要とする子どもへの支援」を第一に考え取り組んでいる職員が、安心・安全を享受できる労働・職場環境を確保することを期待します。

＜各評価項目の評価＞

項目	評価項目	評価結果
No.5	児童相談所の機能を十分に発揮するために必要な組織・体制が確保されているか	B
No.6	組織的な判断や対応が行える組織運営・体制となっているか	B
No.7	職場環境としての法令順守や環境改善に取り組んでいるか	C
No.8	児童相談所の業務の質の向上、効率化のための取り組みを実施しているか	B
No.9	児童福祉司、児童心理司、一時保護所等の職員に必要な専門性が確保されるための取り組みを行っているか	B
No.10	情報の取り扱いが適切に行われているか	A
No.11	児童記録票等、必要な記録が適切に作成・管理されているか	B
No.12	児童虐待や児童相談所の業務に関する地域の知識や理解を高めるための広報活動を計画的に実施しているか	A

第Ⅲ部　子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理

－虐待から子どもの生命を守ることを第一とした判断・対応が行えているか

総　評 現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案　等
○　児童相談所全体が一丸となって、迅速で丁寧な対応を実現されていることは高く評価できると感じます。対応の難しい家庭に対しても粘り強いかかわりを継続し、また一時保護した子どもたちにも密度の濃い支援を行っており、個々の職員のみなさんの高い熱意を感じます。 ○　児童相談所の人員配置規模からすると、虐待対応における初期対応と継続的な支援の担当者を区分することが難しい中で、児童相談所全体として声を掛け合い、迅速で機動力の高い組織的な対応が実現できています。一方で、スーパーバイザーである係長が緊急対応で動き直接ケース対応を担わざるを得ない場面も多く、スーパーバイズの時間を確保することに難点があると思われます。虐待の初期対応や法的対応等に特化した担当者を児童相談所として確保して複数対応にあたることも一つの方法であると考えます。 ○　面接や家庭訪問において、「子育て応援リーフレット」を使用して説明をされている取り組みは、保護者に可視化して伝えやすく、大変有効な方法として高く評価できます。こうした丁寧なソーシャルワークの進め方は米子児童相談所の強みであると感じました。今後はその説明の仕方を含めて相互に活用方法を検討していただくことを期待します。 ○　進行管理会議が年３回行われており、対応の漏れを防いでいると思われます。しかし日常的には係長（スーパーバイザー）が経過記録を見ながら進行管理に気を配る状況となっていました。より丁寧な進行管理を組織として行うために、さらなる方策の検討も必要と感じました。援助方針会議の時間内での検討は難しいかもしれませんが、未処理、継続指導、児童福祉司指導、施設入所等係属ケースについて提出期間を定め、定期的に報告を行うなど、組織としての進行管理確認や、新たな判断を行うことを検討していただきたいと思います。 ○　児童虐待通告があった事例について、丁寧に検討し、分類したうえで、それぞれのケースに適切な支援を継続しておられることが認められます。ただ、「養護相談その他」と分類されたケースの中に、虐待を主訴として継続して関与する必要があると思われるケースがありました。虐待を疑う相談があった場合、保護者の養育行為が子どもにどういう影響を与えているかをアセスメントしたうえで、保護者の養育の改善を働きかけていくことが必要です。また、多機関と協働しながら情報共有と支援を行うためには、要保護児童対策地域協議会の枠組みを活用することも必要となります。そのため、虐待通告についてはできるだけ虐待としての主訴を継続し、子どもと保護者の支援を検討する必要があると考えます。虐待通告をそのまま虐待相談対応件数として計上することを求めるものではありませんが、非該当の判断をする事例を除き、基本的に虐待相談として位置づけておくことが必要ではないかと考えます。この点での認定の仕方について検討されることを期待します。 ○　援助方針会議において、児童記録票がプロジェクターで投写されていましたが、ケースの全体像が共有されていないことが残念です。家族構成、主訴、経緯、心理所見や添付資料等の全体を投写することで、効果的な検討が期待できます。 ○　市町村とのケース分類基準はよく整理されてわかりやすく、市町村と協働する上での目安として有効なものと感じました。一方で、児童相談所が継続して支援するよりも市町村の対応に委ねていくことが必要な事例があるように思われました。市町村の力量を向上するための取り組みを並行しながら、在宅支援については市町村が主体的に担うことができるように、市町村の支援体制の充実に向けた働きかけについて時間をかけて進めていかれることを期待します。

○ 援助方針会議と受理会議の区分が明確でなく報告事例が混在していました。両会議の時間帯を分け、援助方針会議での議論をより丁寧に行えるとよいと考えます。さらに援助方針会議資料の書式を整備し、各種診断情報や短期・中長期の援助方針、援助の留意点などを整理して示し、
会議の場で共有される必要があると考えます。さらに、子どもの意向や保護者、関係機関の意向も書式に落とし込まれ、それらの情報を踏まえた議論が行えるように改善されることを期待します。

○ 精神科医が嘱託として配置されており、管内の大学病院や総合療育センターなど精神科とのつながりはあるものの、精神科医師からのコンサルテーションを受ける機会は月に 1 回とのことでした。精神疾患だけでなくトラウマや発達障害など精神科に関わるケースは多くなっており、アセスメントや方針決定時、あるいは支援における継続的な医学的評価や助言は欠かせません。自治体内の資源がうまく活用できるよう体制整備をご検討ください。

＜各評価項目の評価＞

項目	評価項目	評価結果
No.13	相談・通告の受付体制が確保されているか	A
No.14	相談・通告のあったケースに関し、必要な情報収集を迅速かつ的確に行っているか	A
No.15	受理会議が適切に開催され、組織的な検討・判断を行っているか	A
No.16	子どもの生命を最優先した、安全確認・安全確保が行われているか	A
No.17	一時保護の要否について適切な判断及び迅速な対応が行えているか	A
No.18	アセスメントに必要な調査が行えているか	A
No.19	アセスメントが適切に行われているか	A
No.20	特にリスクの高いケースについて、必要十分な調査及びアセスメントが行われているか	A
No.21	援助方針会議が、適切な頻度・タイミング、体制で開催されているか	A
No.22	援助方針の決定に関する判断が適切に行われているか	B
No.23	援助方針の内容は適切か	A
No.24	市区町村がかかわるケースについて、援助方針に関する市区町村への説明や意見反映等を行っているか	A
No.25	在宅指導中の子どもに対する支援は適切に行われているか	A
No.26	指導や措置を行っているケースについての進行管理が適切に行われているか	A
No.27	指導や措置を行っているケースについて、市区町村に対する情報共有を適切に行っているか	A
No.28	児童相談所の変更に関し、十分な検討が行われているか	A
No.29	「情報提供」または「ケース移管」を行う児童相談所における手続きが適切に行われているか	A
No.30	「情報提供」または「ケース移管」を受ける児童相談所における手続きが適切に行われているか	A

第Ⅳ部　社会的養護で生活する子どもへの支援

－社会的養護で生活する子どもへの支援の質を高め、子どもの権利を擁護しているか

総　評 現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案
○　施設入所中の児童については、年２回の権利擁護面接、年２回のケースカンファレンスに加え、施設に対するコンサルテーションとして、月１回の支援会議を行っています。権利ノートを使った子どもとの面接では、子どもが今、何に困っているか、何を知りたいかなど細やかな聞き取りがされており、子どものアンケートでも「児童相談所の人は話をよくきいてくれますか」の設問に対し、“よく聞いてくれる”が 81%と高い割合が示されています。また、施設へのアンケートにおいても子どもへの向き合い方については、75%が評価しており、基本的な取り組みを着実に実践することで、子どもからも施設からも高く評価されています。 　一方、回答数は少ないものの、里親委託中の子どものアンケートにおいて“話をきいてくれる” “家族のことなどやこれからのことを説明してくれる”には 66.7%の回答がありましたが、”担当児童福祉司の名前を知っている“ “児童福祉司が会いに来た”という回答は 0%でした。里親家庭で生活する子どもにとっては、児童相談所の仕組みは分かりにくく、話をする機会も施設に入所している子どもよりは少なくなっている印象をうけました。また、施設アンケートのなかでも、障がいや疾病を持ったお子さんへの面接の機会がないという内容もあったため、子どもの年齢や特性に合わせて、すべての子どもから話を聴いたり、子どもたちが感じていることを共有できるよう、その機会確保を望みます。 ○　施設へのアンケートでは、子どもとの関わりや保護者支援だけでなく、施設との細やかな連携もとれているとの記載があり、児童相談所に対する信頼の厚さがうかがえました。ヒアリングの中でも施設で対応困難な子どもに対し、児童養護施設へ戻ることを前提とした、児童自立支援施設への措置変更など、子どもにとって最善と思われる支援を、必要な時期に、子どもに確認しながら行っています。他にも施設で困っている時の迅速な対応や柔軟なサポートについては、児童心理司とも協働しながら適切な対応を行っており、緊急対応が多い業務の中、施設への支援は大変丁寧に行われており、高く評価できます。 ○　全体として、施設アンケートでこれだけ高い評価が得られるのは、児童相談所の日頃の連携と努力の成果であると思われます。課長、副課長、スーパーバイザーの児童福祉司や児童心理司等への適切なアドバイスのもと、所全体でケースに向き合っている姿勢は、高く評価できるところです。 ○　援助方針の見直しについては、年１回施設へ送付されており、児童相談所内でも年３回の進行管理が行われているということでした。より適切な子どもの支援につなげるために、子どもの成長や家族環境の変化にあわせたアセスメントを実施、家族再統合や措置変更など援助方針の中・長期的な見直し、自立支援計画の見直しの機会等を利用し施設・里親と協働し検討を深めてください。

＜各評価項目の評価＞

項目	評価項目	評価結果
No.31	社会的養護を必要とする子どもの援助方針の決定に関する判断・調整は適切に行われているか	A
No.32	里親委託・入所措置等による援助を開始するにあたり、援助者と十分な協議を行っているか	A
No.33	措置開始や措置変更等による援助内容の変更の際には、子どもの負担が少なくなるよう配慮した対応を行っているか	A
No.34	里親や施設等が行う援助内容等に関して必要な確認・助言・支援等を行っているか（指導委託・あっせん・里親委託・入所措置等）	A
No.35	援助方針の見直しが適切に行われているか	B
No.36	自立支援計画の見直しが適切に行われるよう、里親・施設との連携を密に行っているか	B
No.37	面会・通信制限や接近禁止命令は、適切な判断・手続きのもとで行われているか	A
No.38	里親や施設等において、児童相談所の介入・調整等が必要な事案が発生した場合に、適切に対応しているか	A
No.39	一時帰宅における対応が適切に行われているか	A
No.40	措置や指導等の終結の判断が、慎重かつ適切に行われているか	A
No.41	措置の解除後の援助について、十分に協議・調整をしているか	A
No.42	入所措置や一時保護の解除時及び解除後の子ども等に対する支援は適切に行われているか	A
No.43	子どもの状況に応じ、児童自立生活援助につなげ、必要な支援等を行っているか	A
No.44	18 歳を超えても、必要なケースについて支援を行なっているか	A

第Ⅴ部　社会的養育の推進

－家庭養護や養子縁組、家庭支援などの社会的養育を推進するための取り組みが行えているか

総　評 現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案　等
○　里親養育への支援については、里親担当者が１名ではありますが、会計年度職員と協力しながら、月１度里親から提出される養育状況の報告や委託の請求手続き時の面接なども活用し、状況把握に努めています。ただし担当者の異動が多いこと、また里子担当児童福祉司の業務も里親担当が担っている部分もあることから、里親家庭からすると、つながりが持ちにくくなっている印象があるようです。里親のアンケートの記載に、児童相談所が「子どもたち本人から聞き取れていない」「子どもが尊重されていない」との記載があり、子どものアンケートからも児童相談所職員が会いに来てくれているという実感が少ないと推測されます。施設養育に比べると家庭養育は直接子どもと向き合う機会が作りにくいため、子どもの話をしっかり聴くためには、里子担当がその役割を担えるよう、担当を分けることが望ましいと考えます。 ○　乳児院から里親委託につなげるときに、「手つなぎ絵本」を里親が施設・児童相談所と協働して作成し、子どものそばに置き、いつでも子どもが見ることができるような取り組みをしている、とインタビュー調査のなかで報告がありました。自分が大切にされていることや生い立ちのことなどが書かれており、子どもにとって宝物になると思われます。子どもに真摯に向き合い、その将来を考え、想いを込めて作られるこの絵本の取り組みは、高く評価できます。 ○　養子縁組成立後の支援については、どこの機関が実施するのかが明確になっていませんでした。児童相談所運営指針（第４章　第３節５養子縁組後の支援）によると、(5)「特別養子縁組については、縁組成立後少なくとも半年間は、児童福祉司指導等による援助を継続することとし、定期的に子どもの生活状況を確認するとともに、養親から相談に応じるなどの援助を行う。」とあり、また児童福祉法第 11　条第１項第２号チに、都道府県の業務として、養子縁組により養子となる児童等への支援を行うことが規定されていることから、支援体制についての検討が必要です。 ○　里親支援体制については、新たな社会的養育推進計画策定に盛り込むべき事項として、「都道府県において里親支援体制の整備が着実に進められるよう、必要な見直しを行うことが必要である」とあります。自治体として、民間委託等も含めた里親支援体制の構築について取り組みの推進を期待します。

＜各評価項目の評価＞

項目	評価項目	評価結果
No.45	家庭養護を推進するためのフォスタリング業務の実施体制の構築に取り組んでいるか	B
No.46	養子縁組を行うにあたり、必要な判断・手続き等が適切に行われているか	A
No.47	養子縁組成立後も必要な支援等を行っているか	B

第Ⅵ部　家族とのかかわり・家族への支援

－子どもの権利・最善の利益の擁護のために家庭と向き合えているか
家族に対して必要な支援が行えているか

総　評 現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案　等
○　日頃からの丁寧なソーシャルワークにより、高い頻度での通所支援を実現されていることを大いに評価したいと思います。また、いくつかの保護者支援プログラムを持って、個別の事例にアレンジしながら支援をされています。そのための通所時間の設定についても、保護者が通所しやすい夕方以降にするなどの配慮が見られました。これらの充実した支援内容は米子児童相談所の強みであると感じます。ただし、残業時間の増加につながるようなことがないことに留意してください。 ○　上記のような取り組みは、個々の職員の高い専門性に支えられていると思われます。また、職員による創意工夫が取り入れられる児童相談所全体の柔軟な姿勢も寄与しているものと思われます。こうした取り組みがより組織的に、多くの職員に共有されて取り組まれるように、所内での共有や研修、人材育成と結びついて展開されることを期待します。保護者支援プログラムのメニューもさらに拡大充実し、個別のプログラムだけではなくグループでの実施なども検討されるとよいと思います。 ○　在宅指導では、保護者の揺れを受け止めながら粘り強く支援を継続されていました。保護者との相談関係を丁寧に構築されていると感じます。今後は児童相談所だけでなく、他の機関とも連携協働してその支援につなげていただきたいと考えます。また家族を支援する上では、子どもや保護者の背景事情、成育歴、家族歴に関する深い理解が求められます。そのために幅広い調査と、子どもや家族との対話を繰り返し、家族を構造的に把握して支援につなげることが必要です。保護者の言動の背景を掘り下げる丁寧なアセスメントを今後も継続していただくことを期待します。

＜各評価項目の評価＞

項目	評価項目	評価結果
No.48	適切な場面において、保護者に対する説明と意見聴取を行っているか	A
No.49	保護者の理解・同意を得られるよう努めているか	A
No.50	保護者への在宅指導は、計画に基づき適切に行われているか	A
No.51	親子関係再構築に向けた適切な指導・支援を行っているか	A

第Ⅶ部　市区町村や関係機関との連携

－児童相談所の機能を発揮するための連携体制を構築しているか
児童相談所の機能・専門性を活かした地域支援を行っているか

総　評 現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案　等
〇児童相談所での専門支援から市町村での生活支援に引き継いでいく考え方がありますが、引継ぎの手順が確立されておらず、結果として児童相談所が主担当として継続しているケースも多いです。また、市町村からの送致ケースがなく、相談という形で児童相談所が受け止め、受理し対応しています。 〇市町村とのケース分類会議が年に３回実施されており、その場でＡ（施設入所）、B1（児童相談所による在宅支援）、B2（市町村による在宅支援）、Ｃ（市町村による見守り）に分類・見直しによりケースの情報共有をはかっていますが、管内２市６町１村では運営体制や心理士等の専門人材の配置、専門性の不足から対応に市町村ごとの不安があり、実質児童相談所の専門支援を継続する実態や児童相談所への依存体質がうかがえます。 ま た学校についても、各学校へ出向いて定例の相談、連絡会等で対応の要請を求められるケースも多くあり、児童相談所への期待が大きく、ケース支援では児童相談所中心の支援が求められています。 〇米子市では児童相談所との人事交流や、今年度から「指導委託事業」を開始、児童家庭支援センターへの指導委託を行う等新しい取り組みも始まっており、２市６町１村の実情に合わせた組織支援が求められています。 〇市町村の要保護児童対策地域協議会については、要保護児童対策調整機関担当者研修の実施や個々のケースへの技術支援を行っていますが、効果的な運用について市町村への組織支援が必要だと思います。 〇市町村への支援について、個々のケースを通じた支援と併せて児童相談所及び県として運営体制や専門性の向上をはかるための更なる取り組みを期待します。 〇児童福祉審議会への意見聴取事例がここ数年なく、児童相談所にその必要性の意識も不十分な実態がうかがえることから、意見聴取が義務付けられている事例に限らず、対応困難事例など児童相談所が必要と認める場合として積極的に活用し、第三者の視点から新たな気づきや配慮点等意見を聴取し、児童相談所の支援の的確性を確保することが期待されます。

＜各評価項目の評価＞

項目	評価項目	評価結果
No.52	関係機関との役割分担や連携方法等が明確になっているか	A
No.53	児童相談所と市区町村との連携強化を図るための取り組みをしているか	A
No.54	市区町村からの相談等について、迅速かつ適切に対応しているか	A
No.55	市区町村が行う相談対応・調査・指導に対し、必要な支援等を行っているか	A
No.56	要対協の運営において、児童相談所として求められる役割・機能を果たしているか	A
No.57	市区町村の子ども家庭相談等を行う職員の資質向上に関する取り組みを実施しているか	A
No.58	児童福祉審議会からの意見聴取や報告を適切に行っているか	C

こどもアンケート結果

(2023 年 7 月実施)

対象：施設入所中・施設通所中・里親委託中・在宅指導中の子ども

（ただし、今回は在宅指導中の子どもからの回答が無かったため、結果表示は省略）

問１　性別は。

里親　N＝3

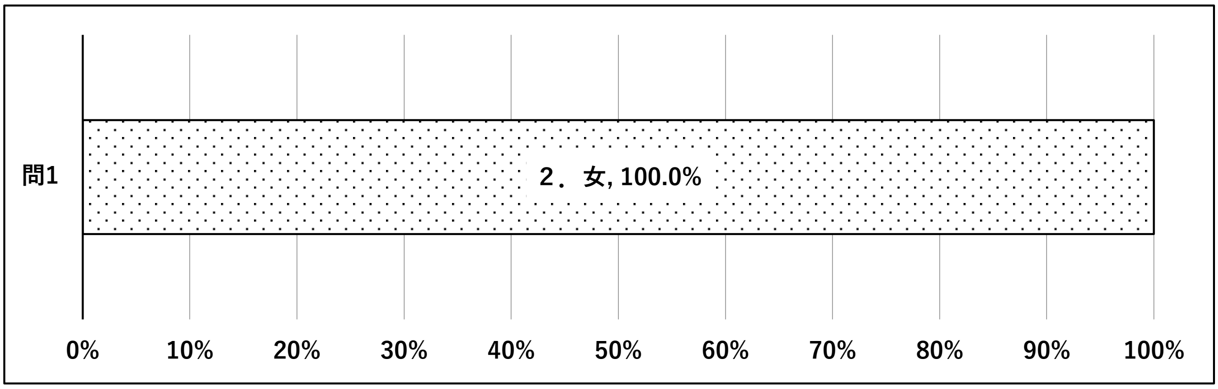

施設　N＝63

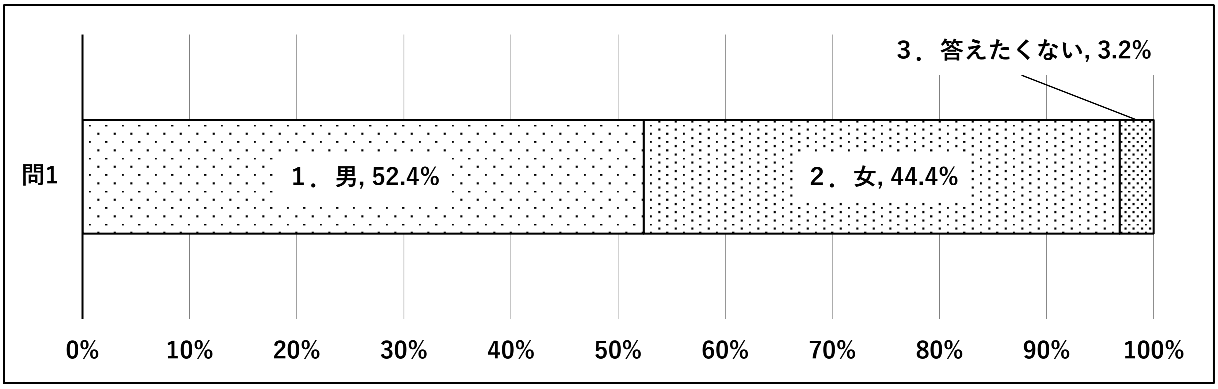

答えたくない、未記入　N=5

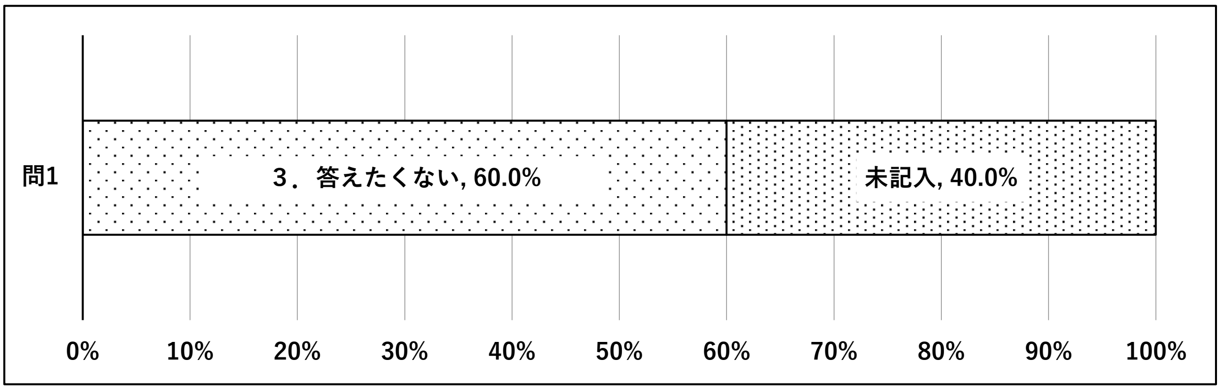

通所　N=1

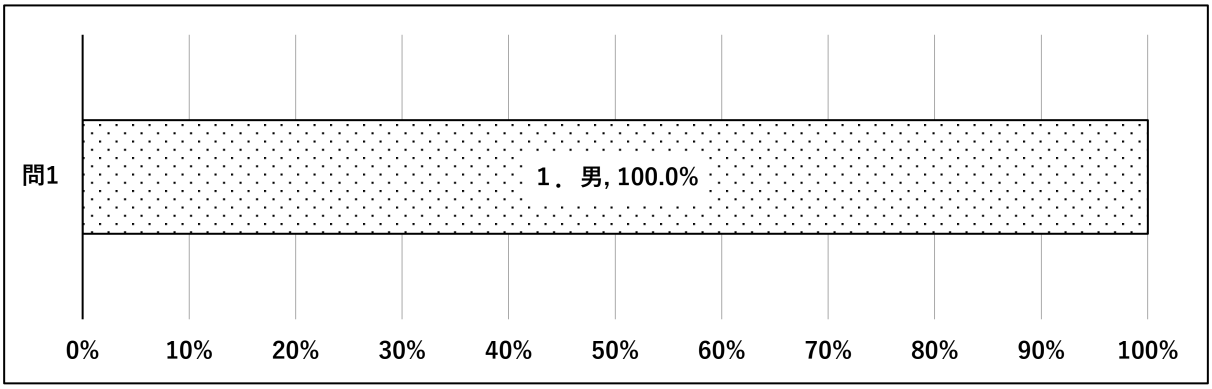

問２　あなたの学校は。

里親　N＝3

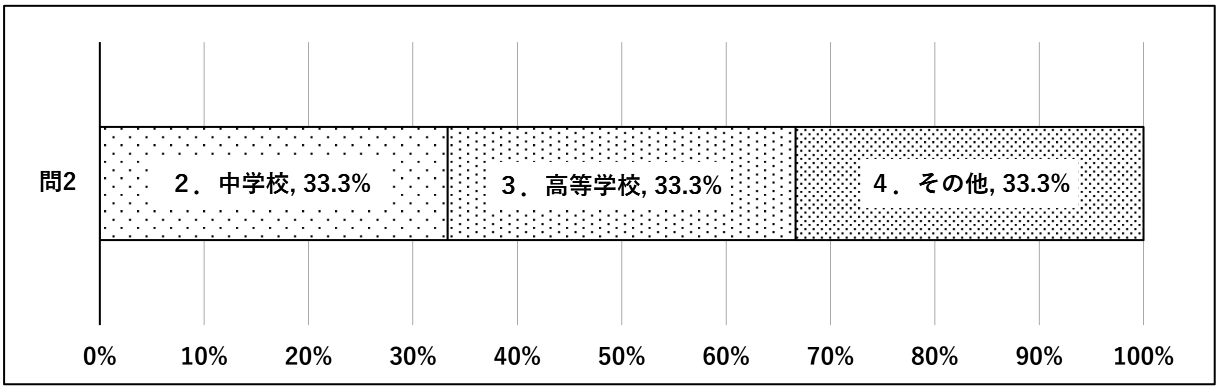

施設　N＝63

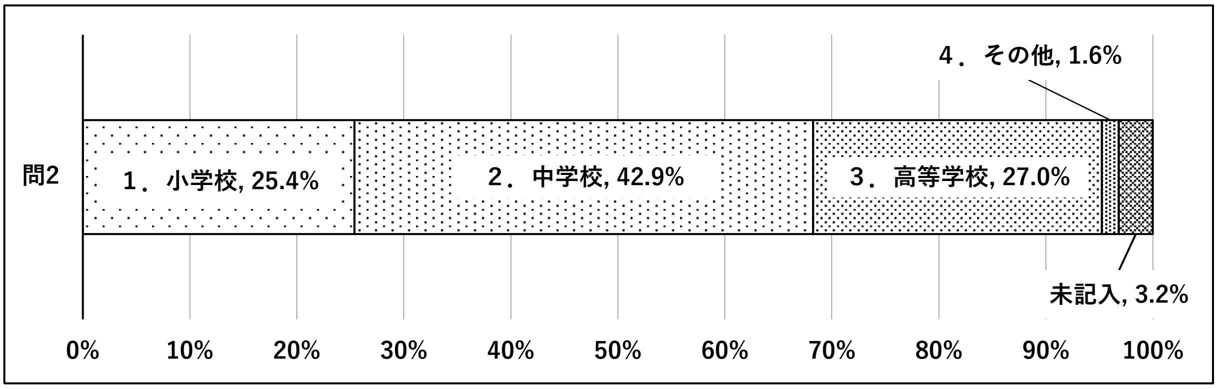

答えたくない、未記入　N=5

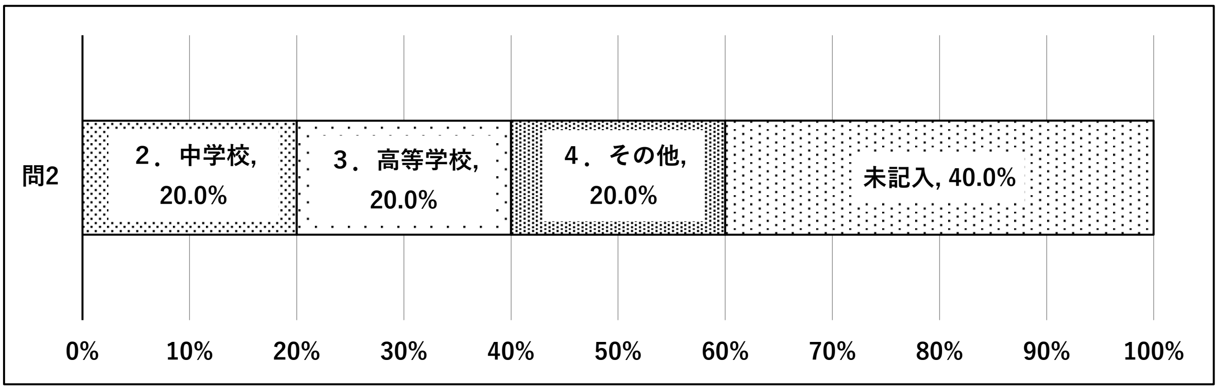

通所　N=1

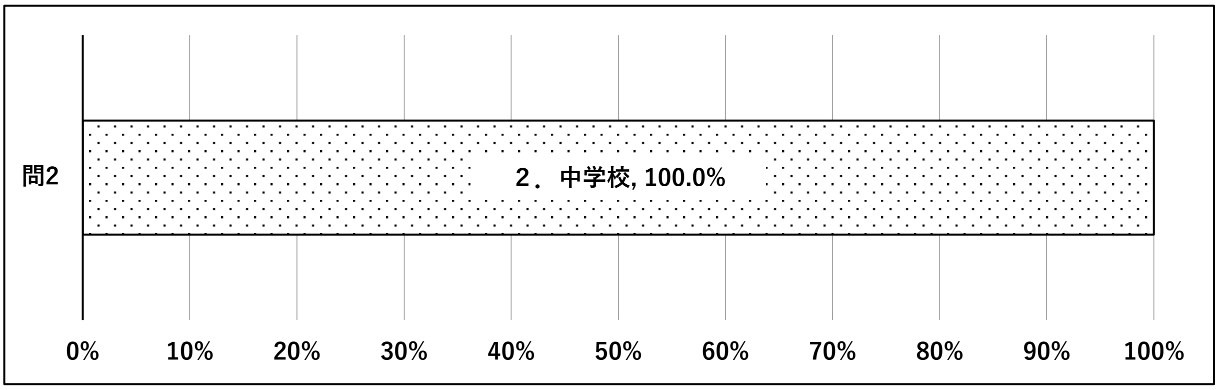

問３　あなたが今生活をしているのはどこですか

※施設通所中のこどもアンケートのみ

※里親/施設/答えたくない・未記入 についてはグラフ分類のとおり

通所　N=3

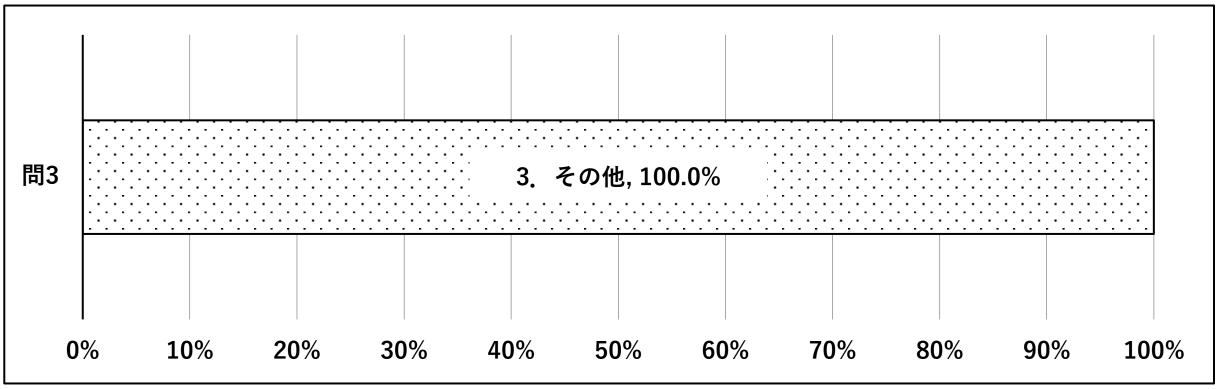

※選択肢は「１．家庭　２.その他　３．答えたくない」

問４　ここ(施設や里親さんの家)に来た日は何歳の時ですか。※施設入所・里親委託中の子どもアンケート

里親　N=3

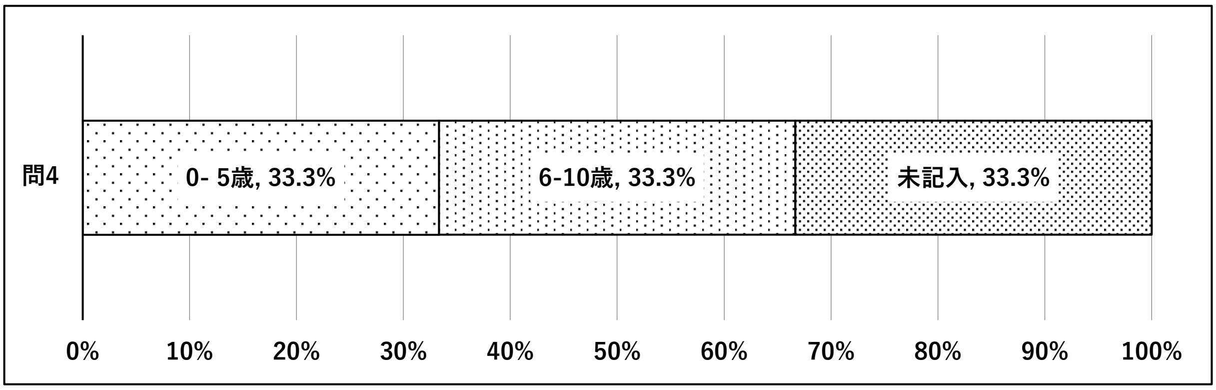

施設　N＝63

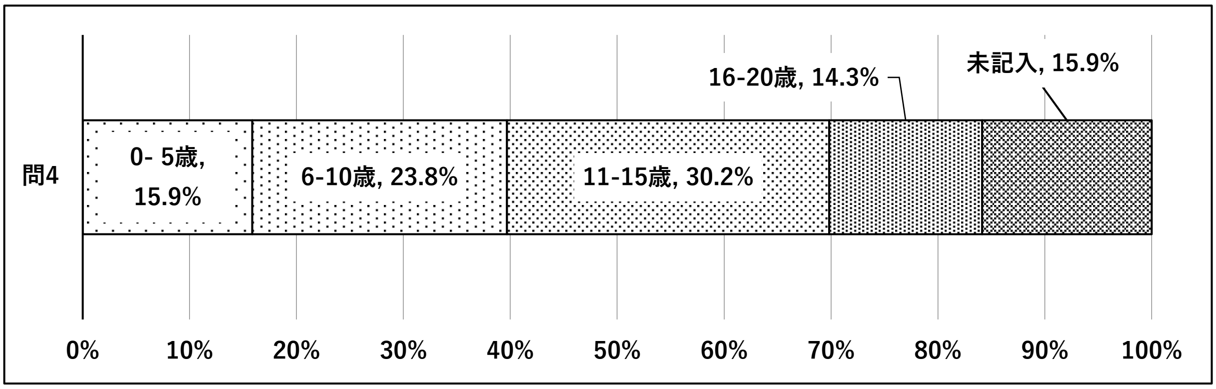

答えたくない、未記入　N=5

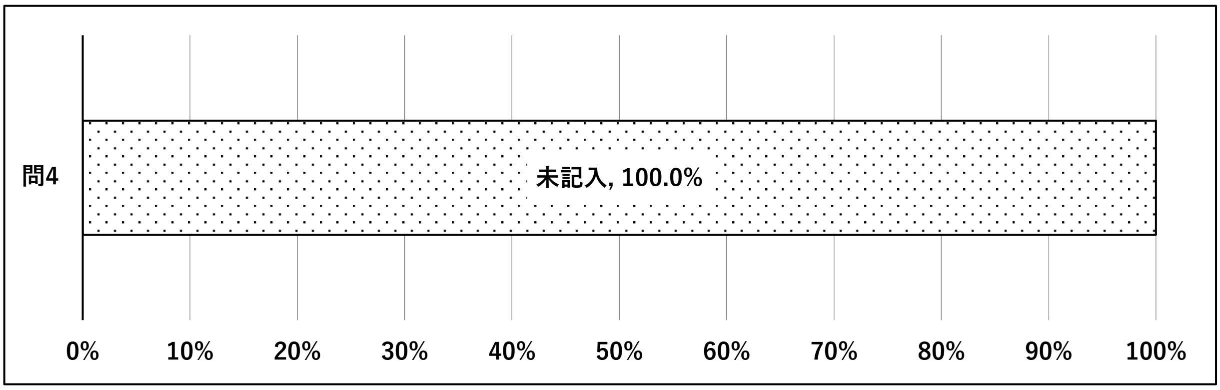

問４　ここ（施設）へ通うことになった日は何歳の時ですか。※通所中の子どもアンケート

通所　N=1

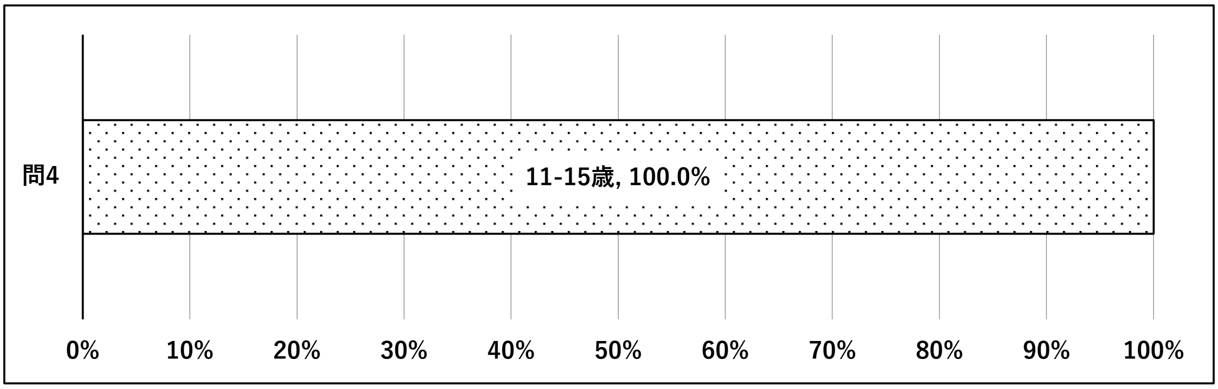

問５　あなたがここで生活をすることになった理由を児童相談所の人から説明されましたか。
※施設入所・里親委託中の子どもアンケート

里親　N=3

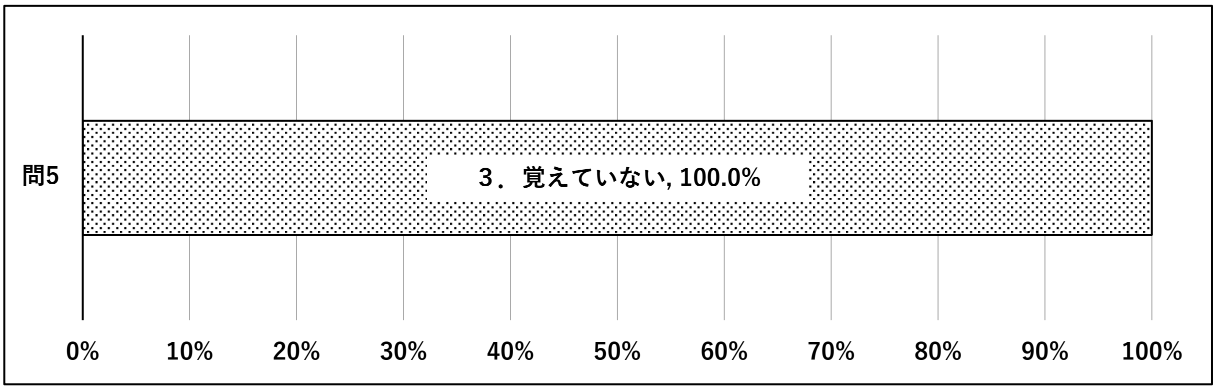

施設　N＝63

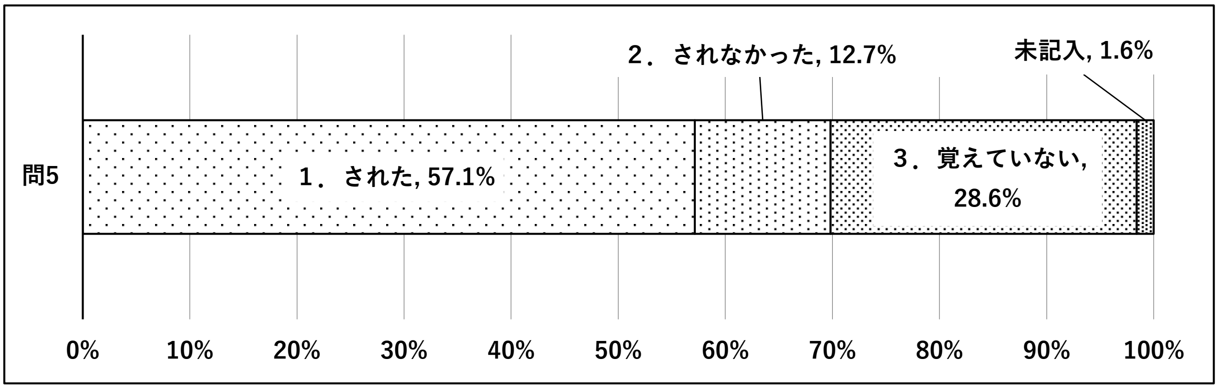

答えたくない、未記入　N=5

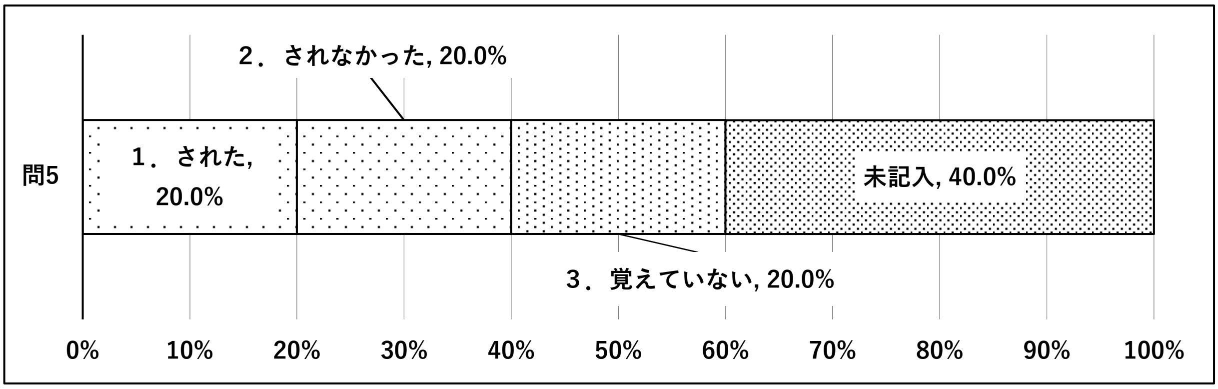

問５　あなたが、児童相談所の人に相談することになった理由を児童相談所の人から説明されましたか。
※通所中の子どもアンケート

通所　N=1

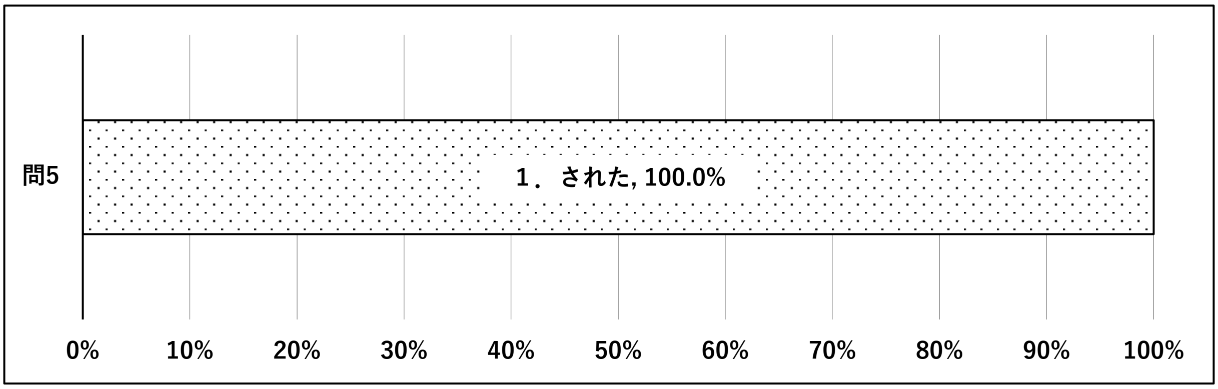

問 6 （前問で「された」と答えた場合）**説明をされた内容はわかりましたか。**

里親　N＝0

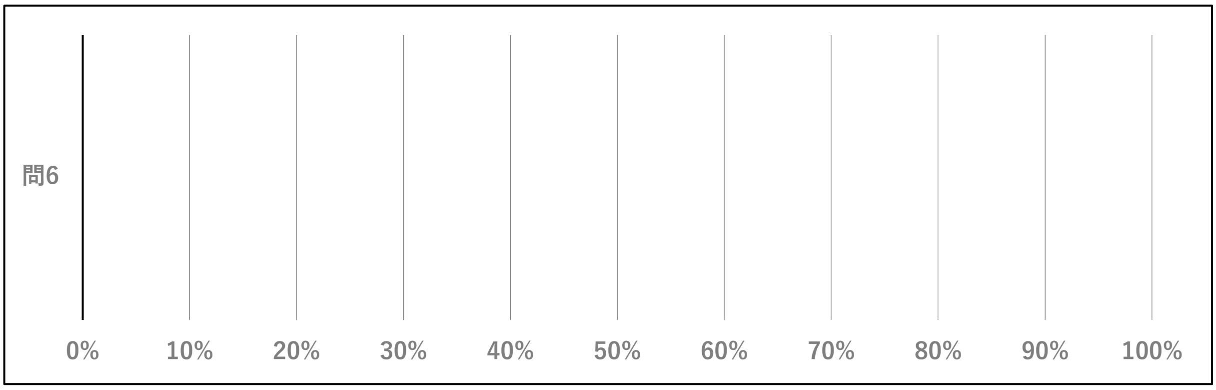

施設　N＝36

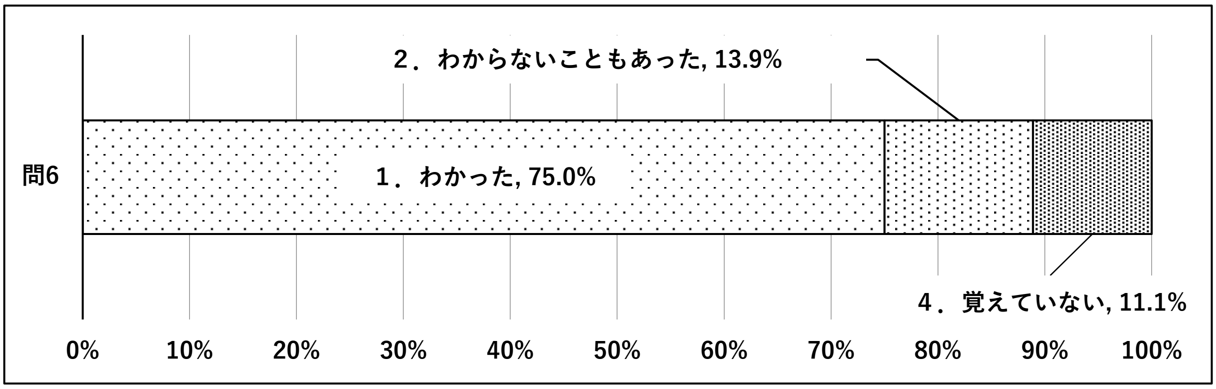

答えたくない、未記入　N=1

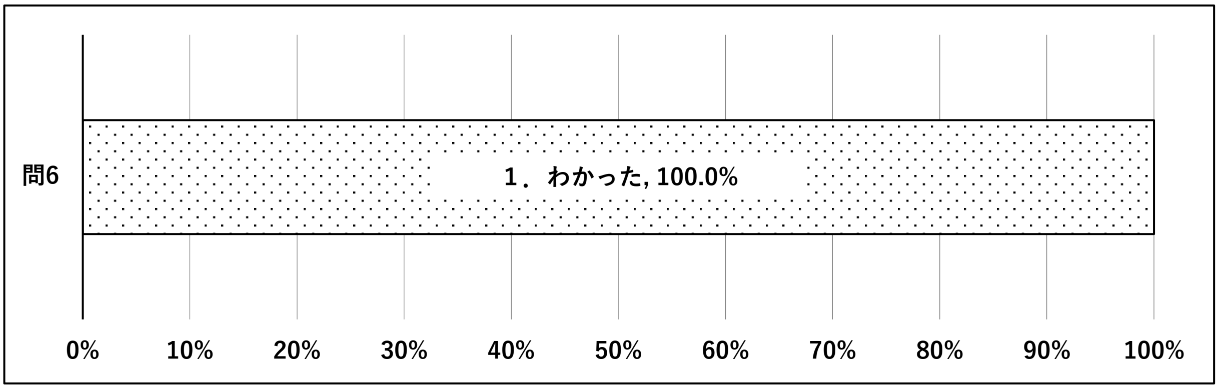

通所　N=1

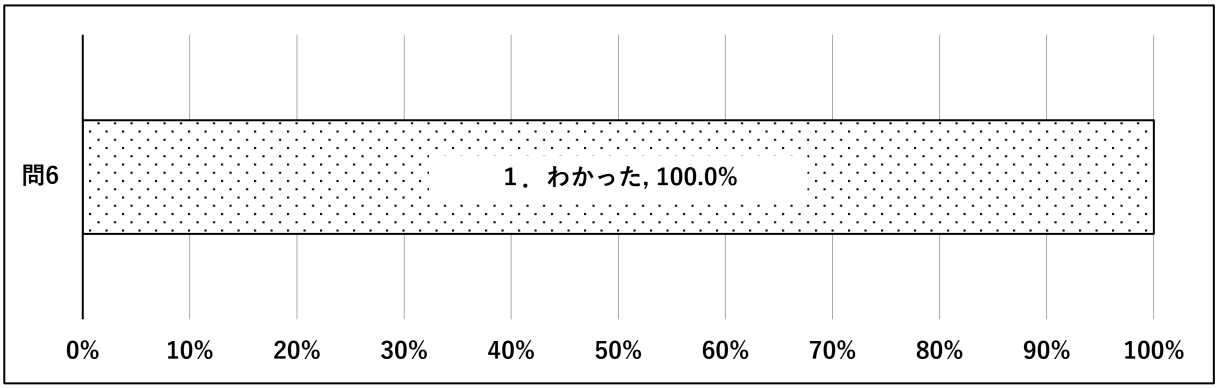

問７　あなたは、権利ノートを持っていますか。

※施設入所・里親委託中、通所中の子どもアンケート

里親　N=3

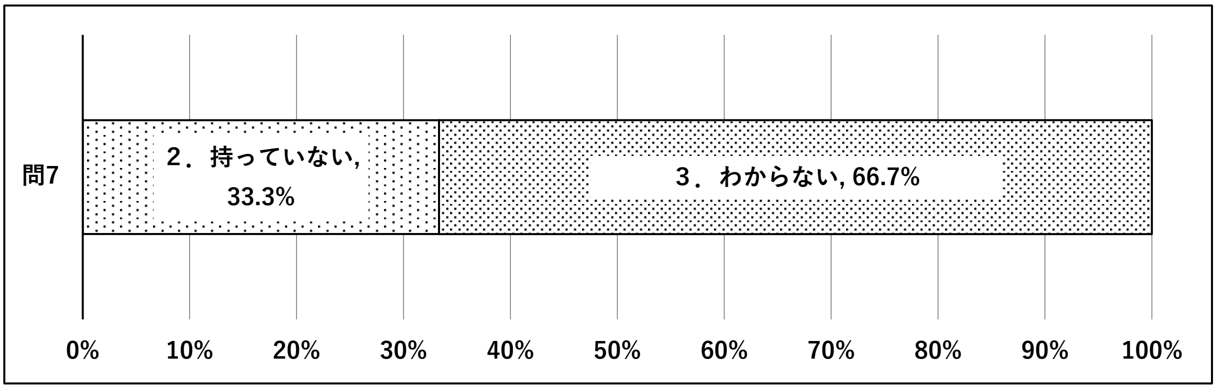

施設　N＝63

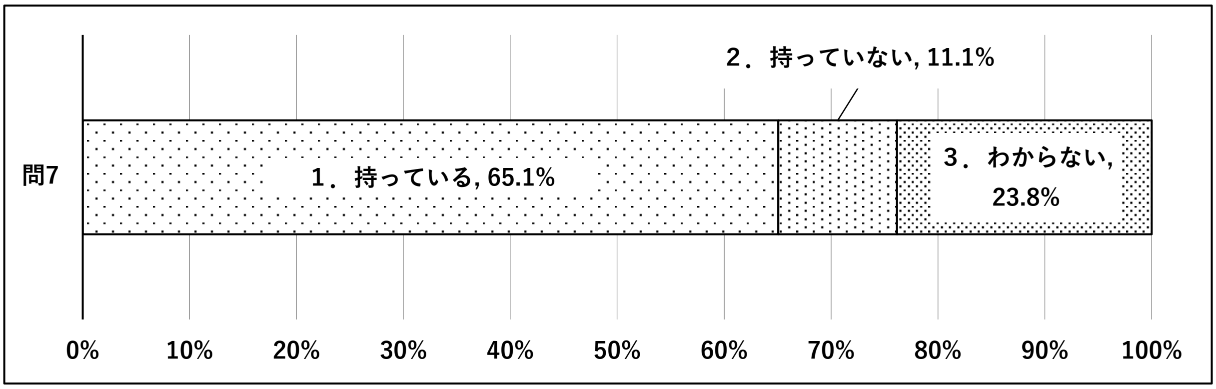

答えたくない、未記入　N=5

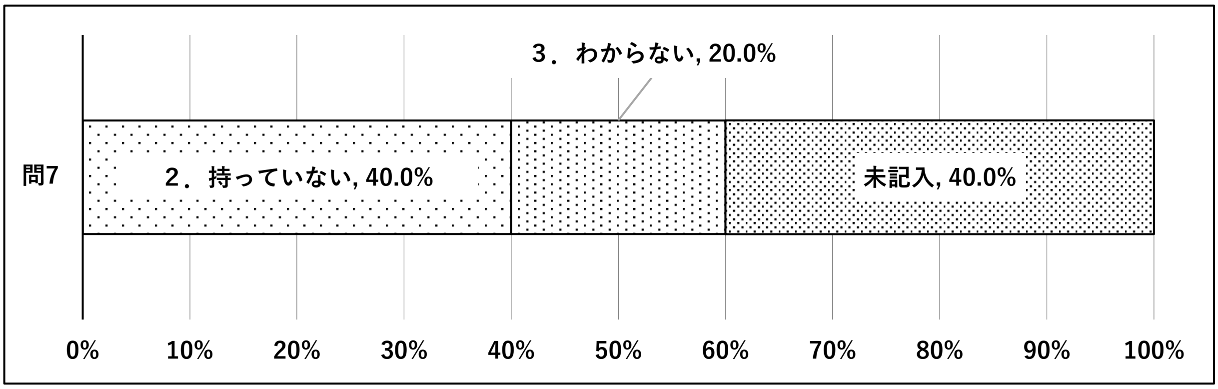

通所　N=1

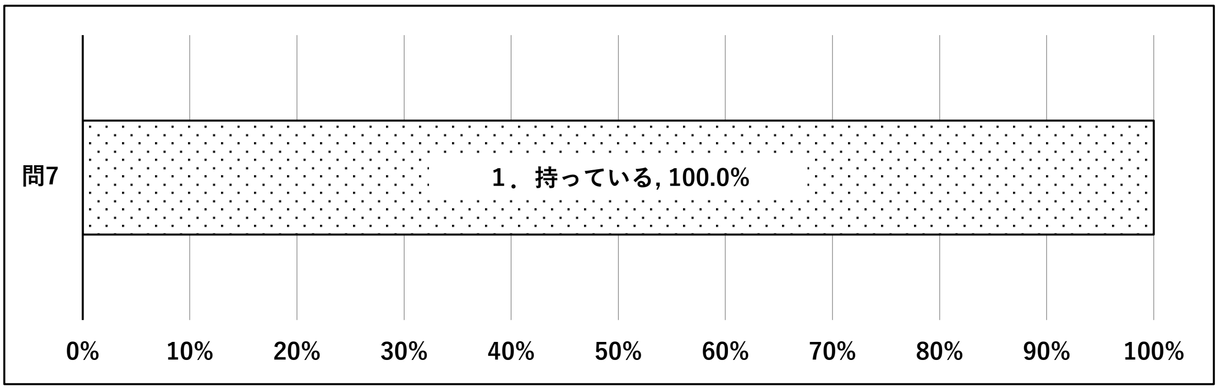

問８　（問７で「持っている」と答えた場合）**権利ノートの使い方などについて説明を受けましたか。**

里親　N＝0

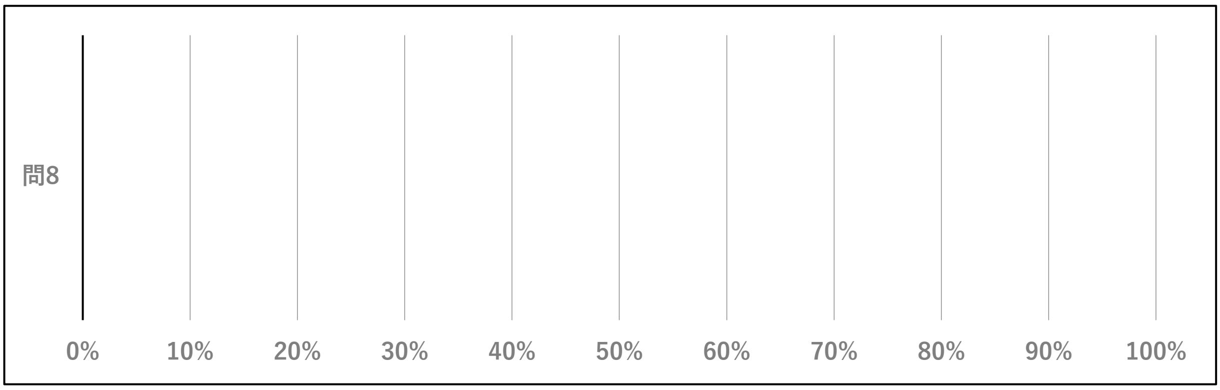

施設　N＝41

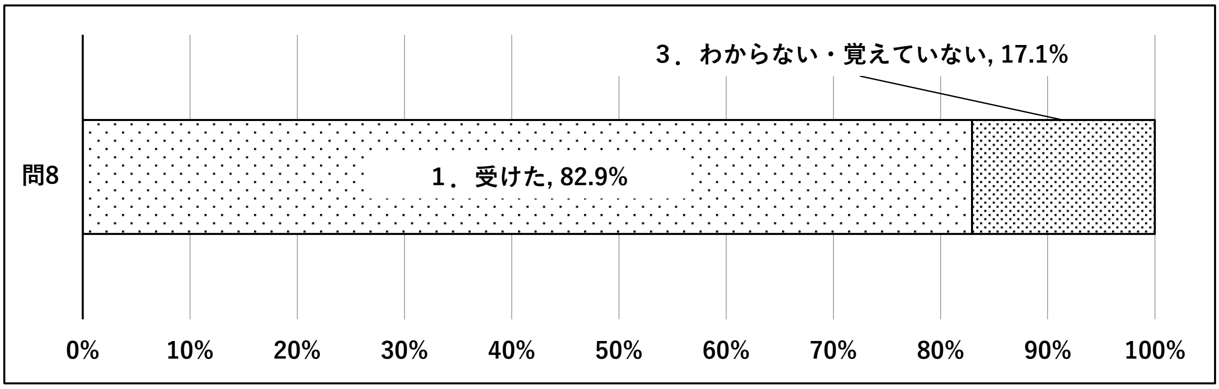

答えたくない、未記入　N=0

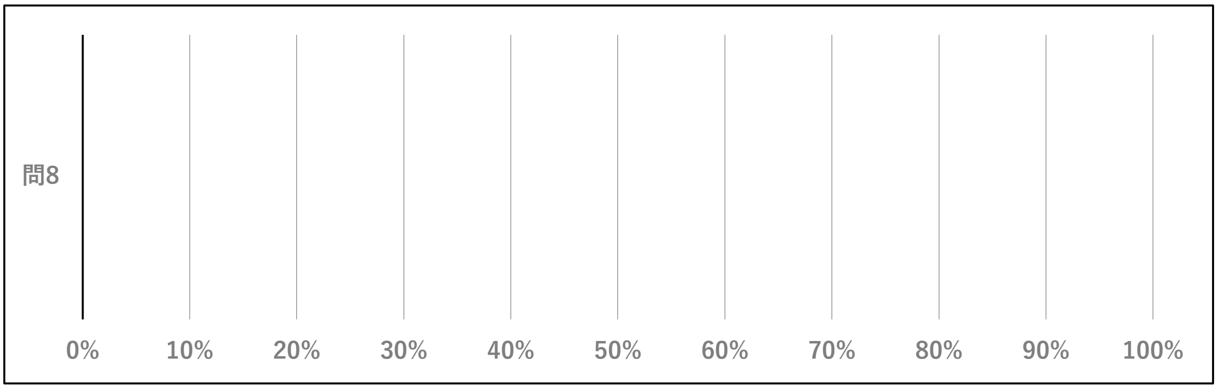

通所　N=1

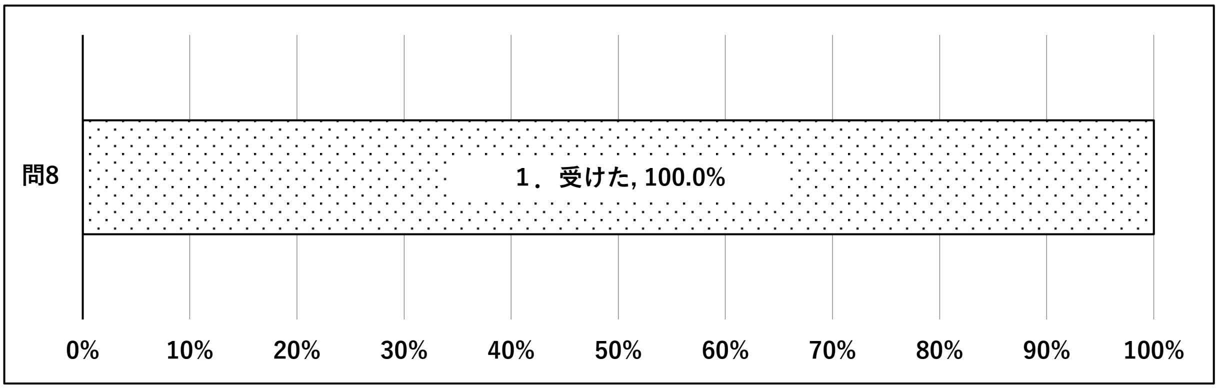

問９　（問８で「受けた」と答えた場合）**誰から権利ノートの使い方などについて説明を受けましたか。（複数回答）**

里親　N＝0

施設　N＝34

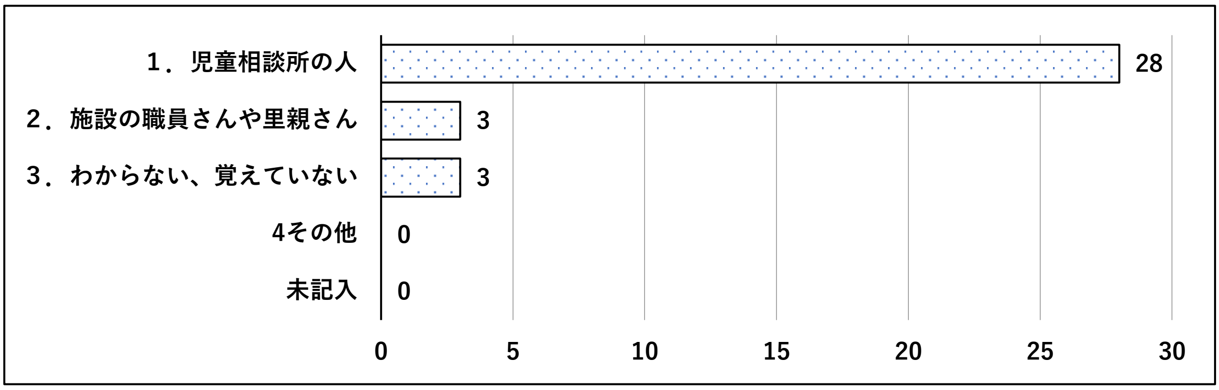

答えたくない、未記入　N=0

通所　N＝1

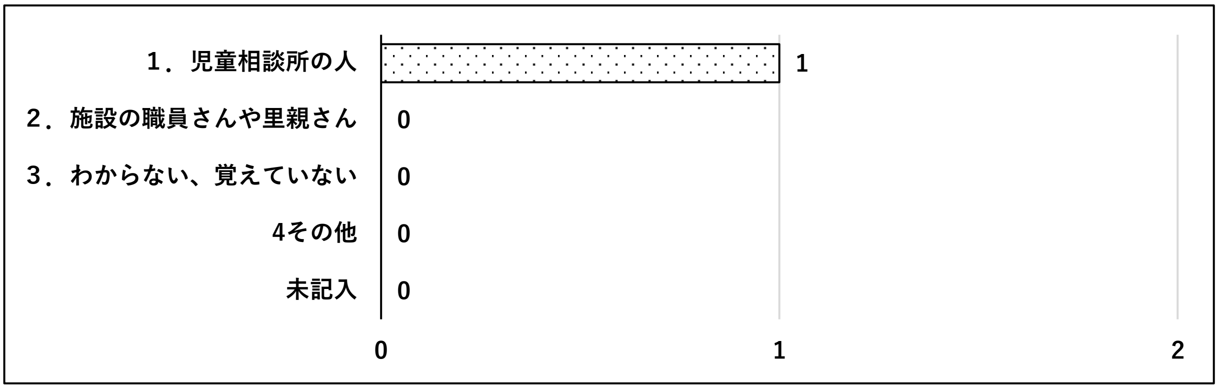

問 10　あなたの今の担当の児童相談所の児童福祉司さん（ケースワーカーさん）や児童心理司さんの名前を覚えていますか。

里親　N=3

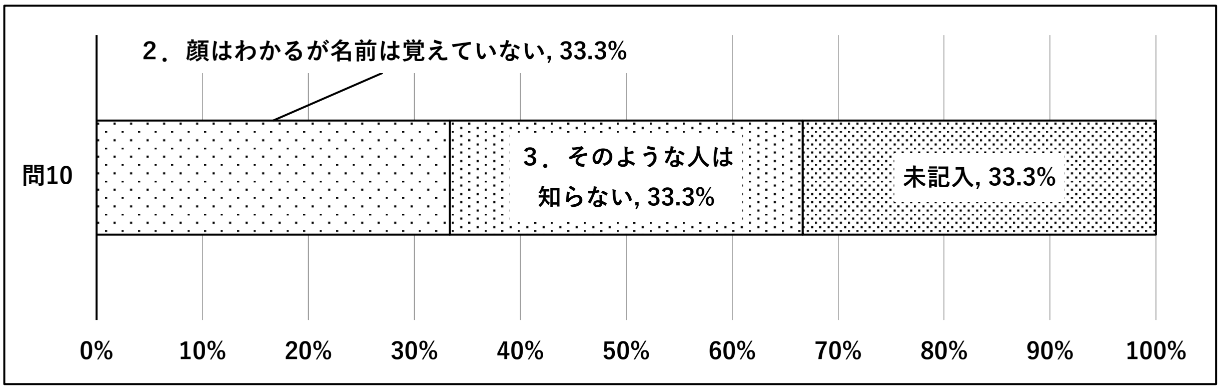

施設　N＝63

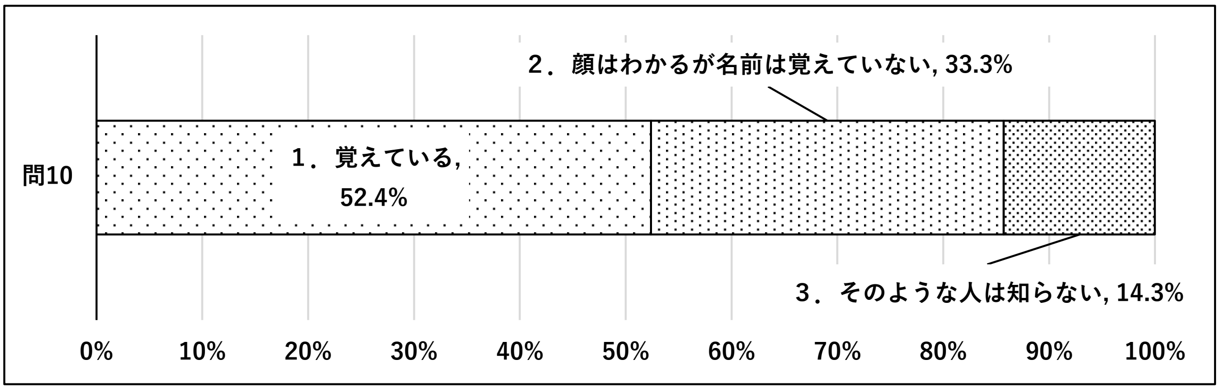

答えたくない、未記入　N=5

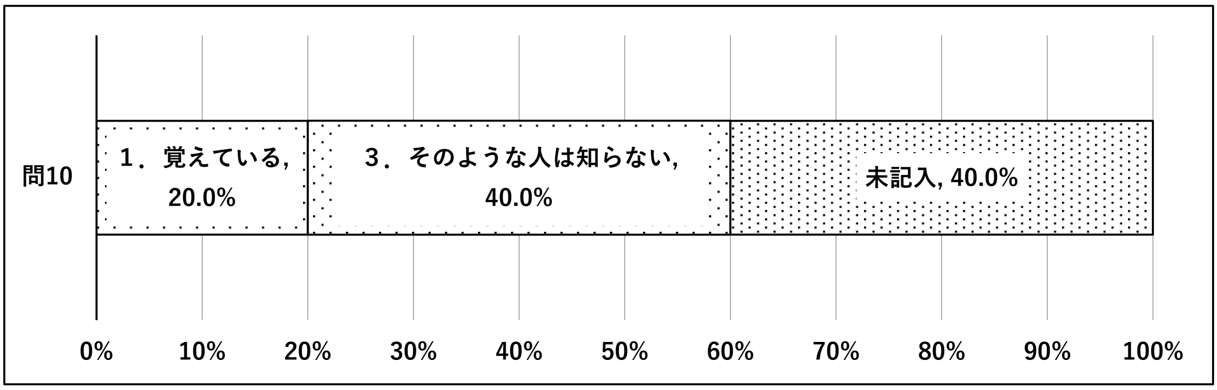

通所　N=1

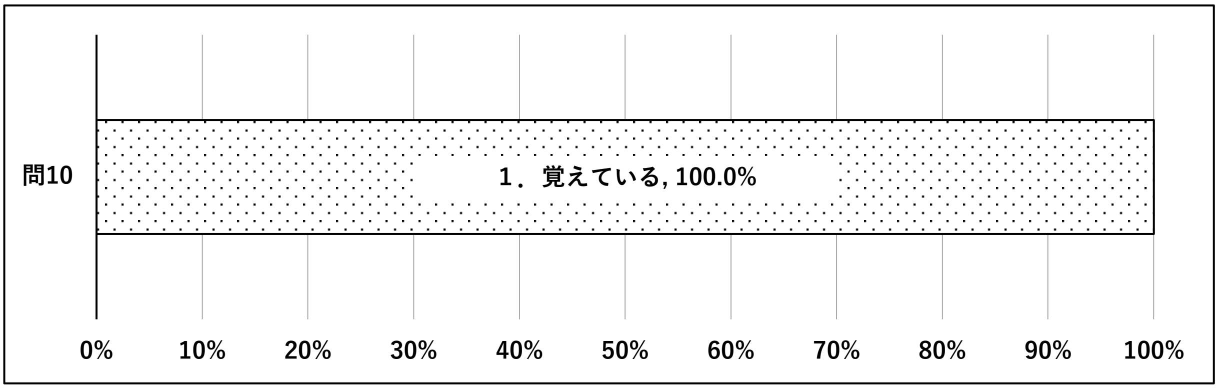

問 11　あなたの担当の児童相談所の児童福祉司さん（ケースワーカーさん）や児童心理司さんは半年以内にあなたに会いにきましたか。

里親　N=3

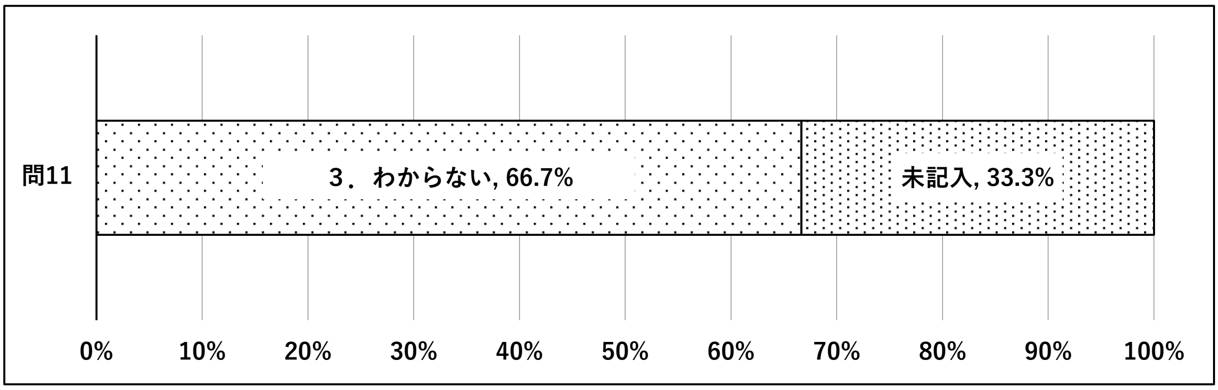

施設　N＝63

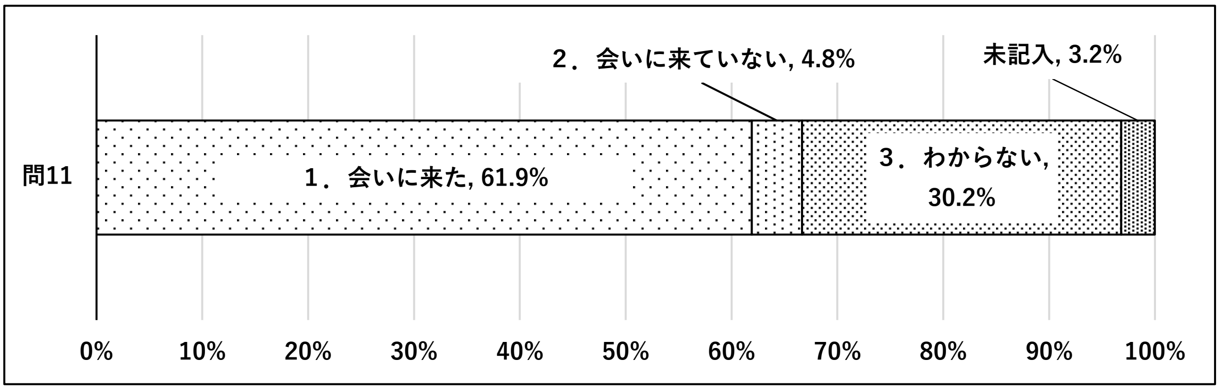

答えたくない、未記入　N=5

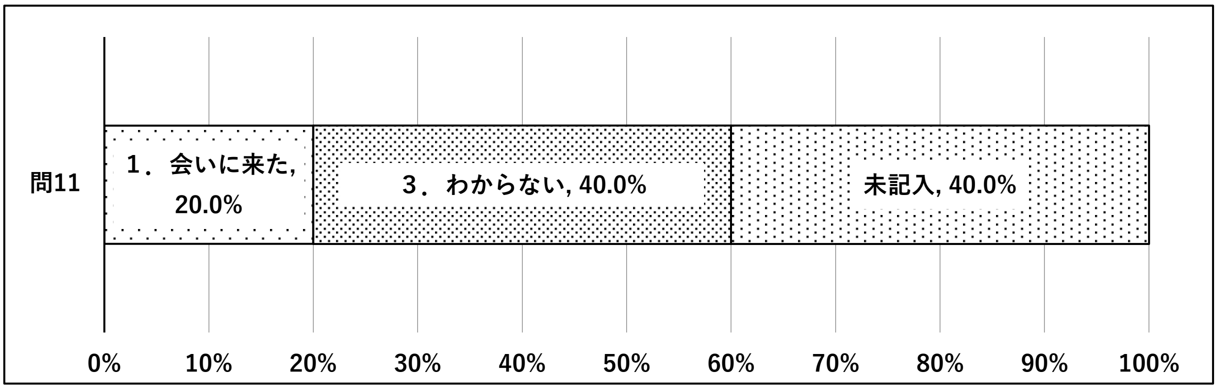

問 11　あなたの担当の児童相談所の児童福祉司さん（ケースワーカーさん）や児童心理司さんは半年以内にあなたと会っていますか。

通所　N=1

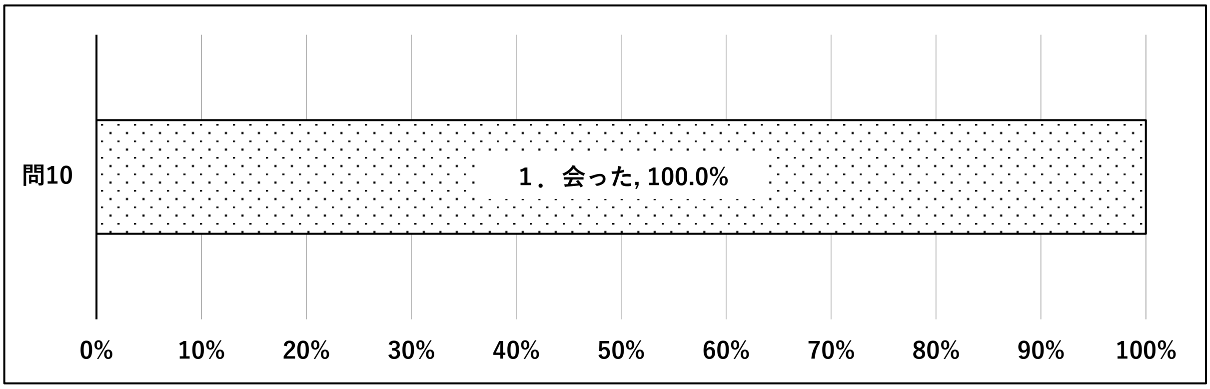

（「会いに来た」と答えた場合）**何回くらい会いに来ましたか。**

里親　N＝0

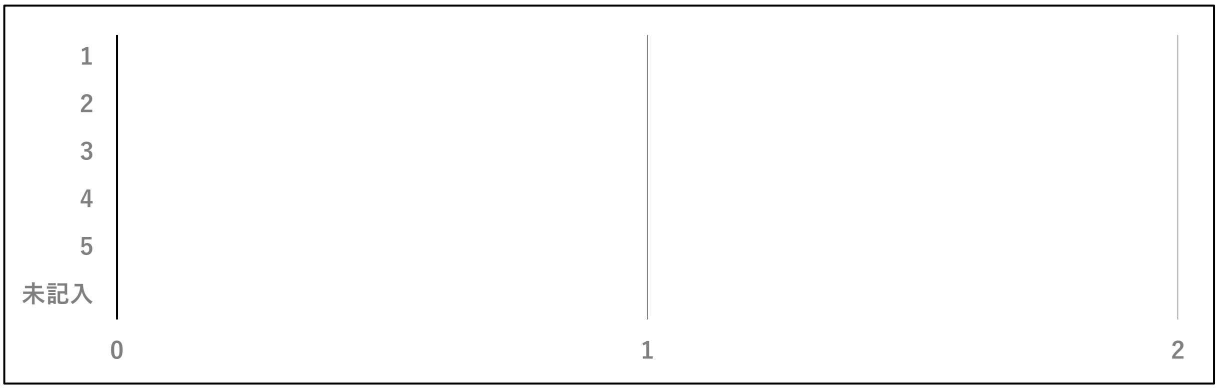

施設　N＝39

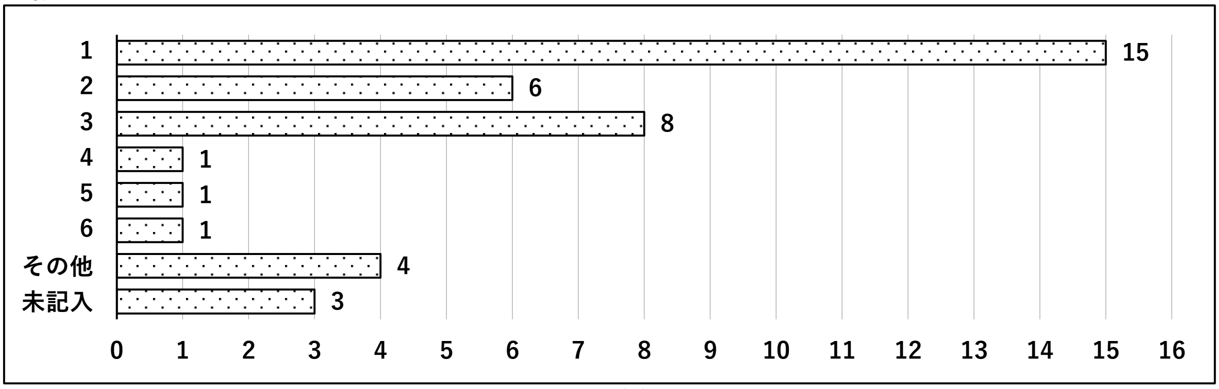

その他コメント：5～10 回、月に 1 回、わからない(2)

答えたくない、未記入　N=1

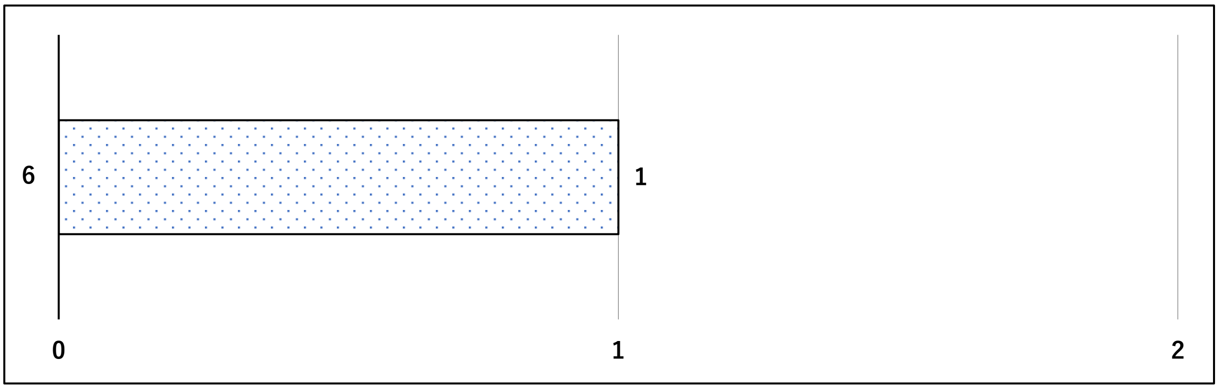

通所　N=1

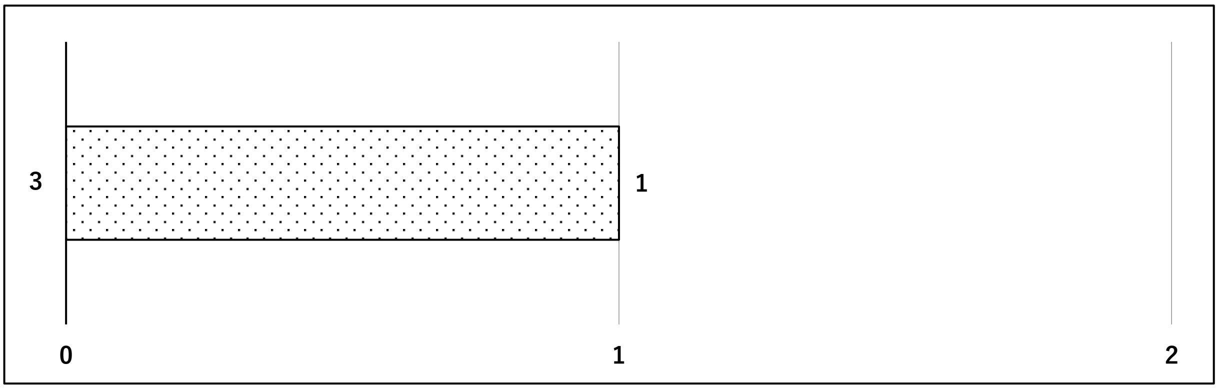

問 12　あなたの担当の児童相談所の児童福祉司さん（ケースワーカーさん）から、半年以内に電話やお手紙がきましたか。※施設入所・里親委託中、通所中の子どもアンケート

里親　N=3

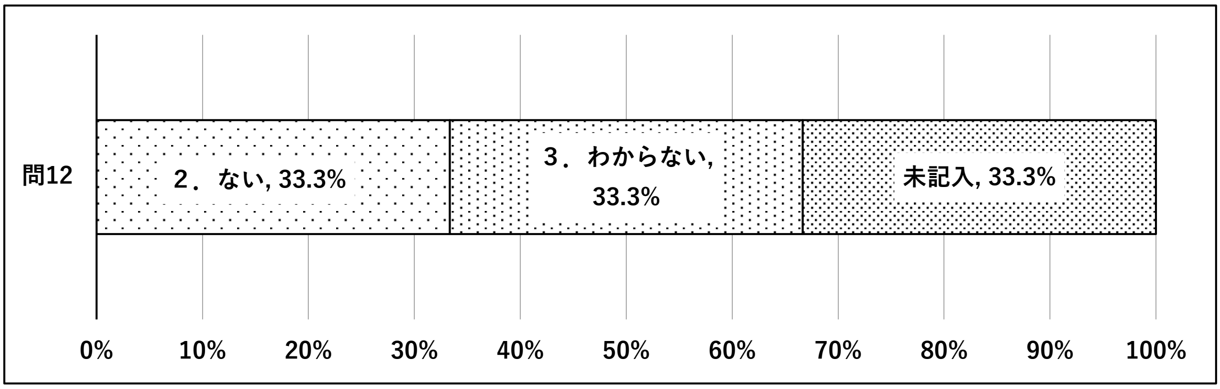

施設　N＝63

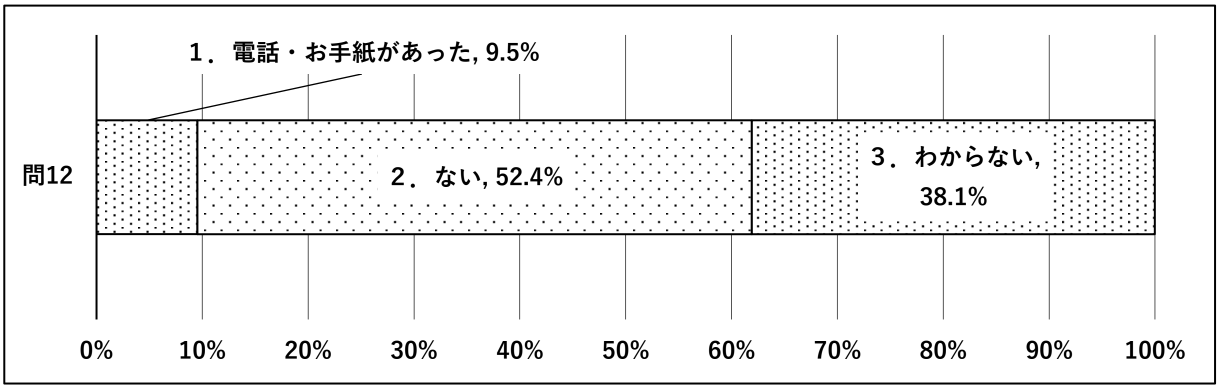

答えたくない、未記入　N=5

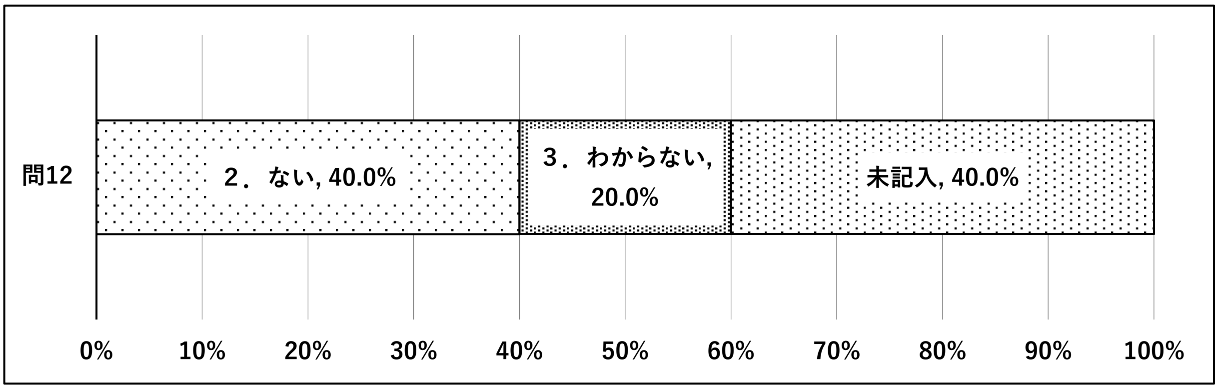

通所　N=1

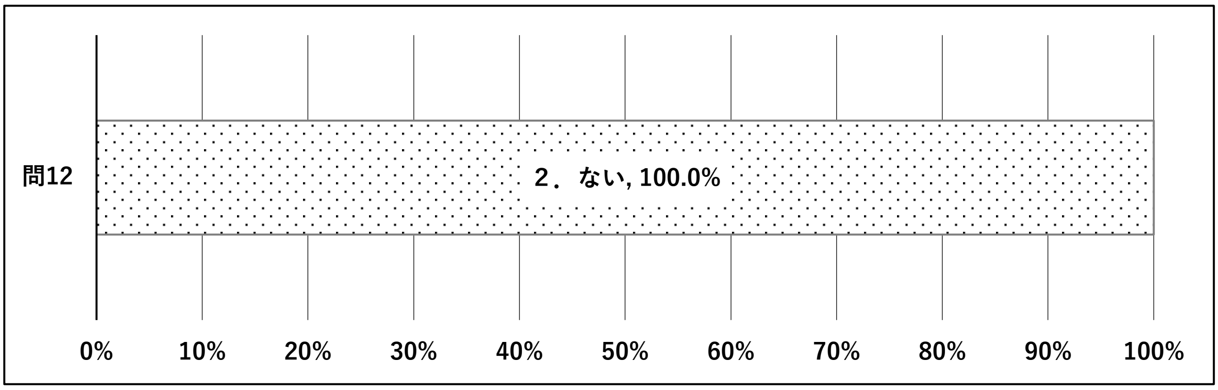

（「あった」と答えた場合）**何回くらい電話やお手紙がきましたか。**

里親　N＝0

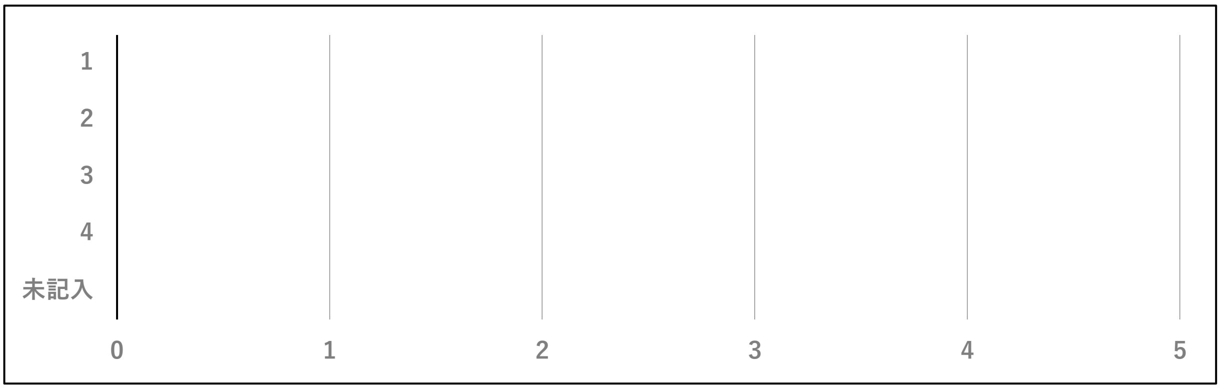

施設　N＝6

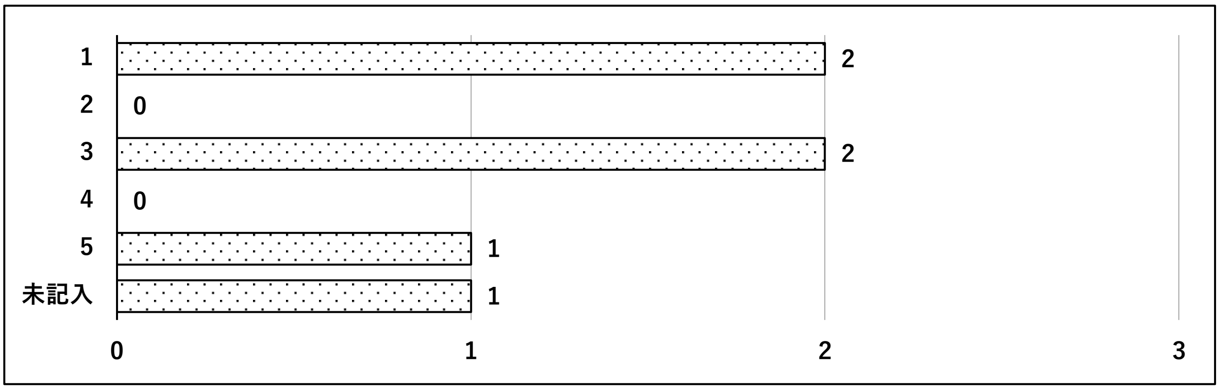

答えたくない、未記入　N=0

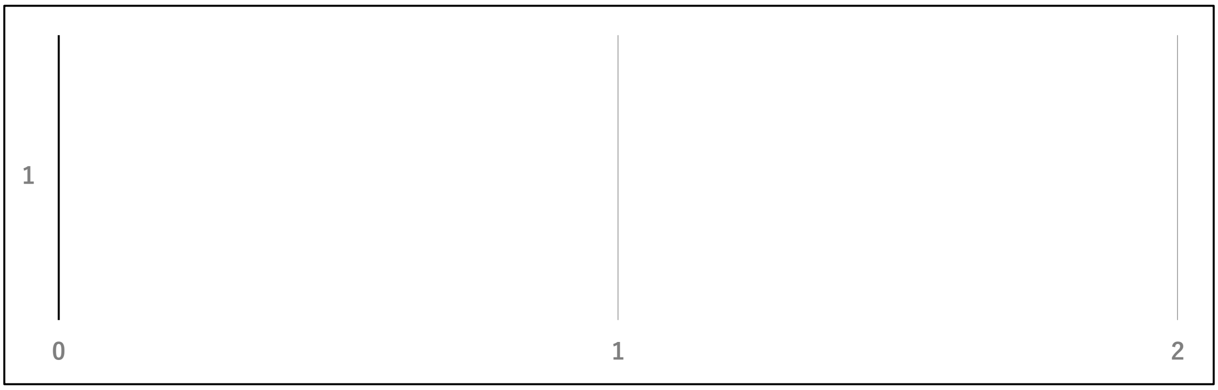

通所　N=0

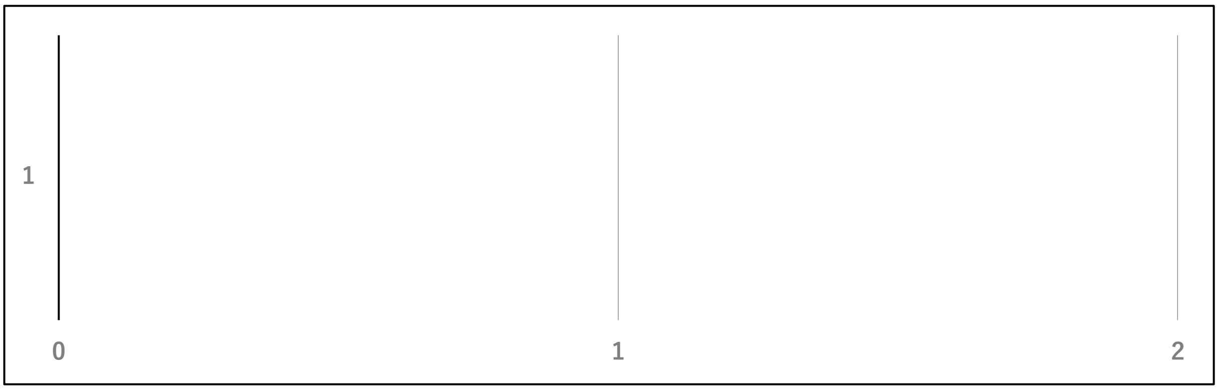

問 13　児童相談所の人は、あなたの家族のことなどを教えてくれていますか。※施設入所・里親委託中の子どもアンケートのみ

里親　N=3

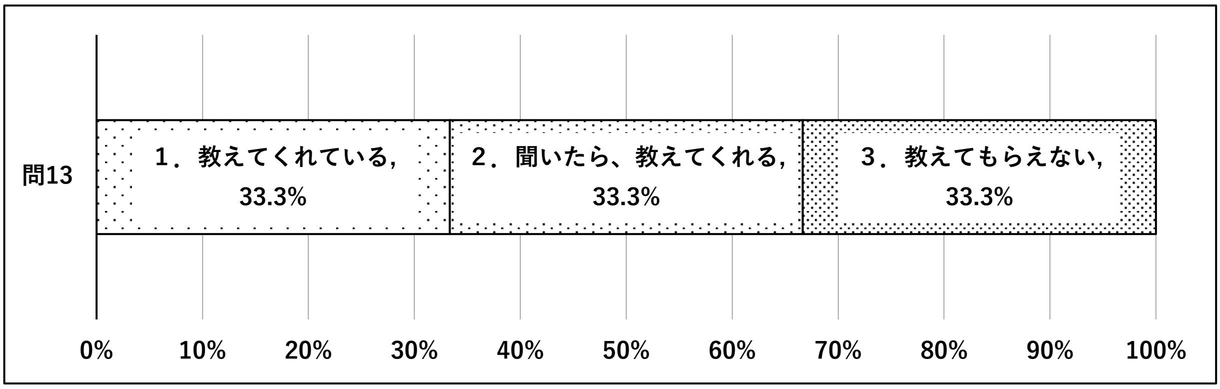

施設　N＝63

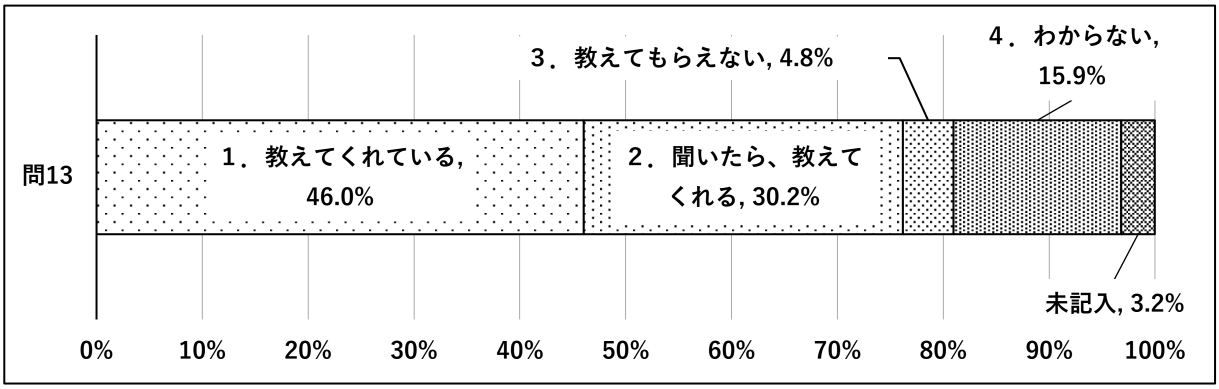

答えたくない、未記入　N=5

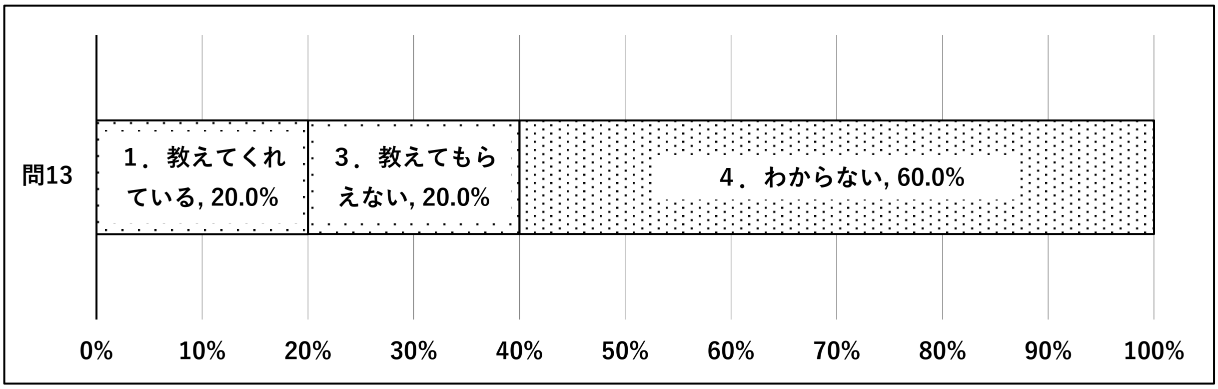

問 14　児童相談所の人は、あなたの話をよく聞いてくれますか。

里親　N=3

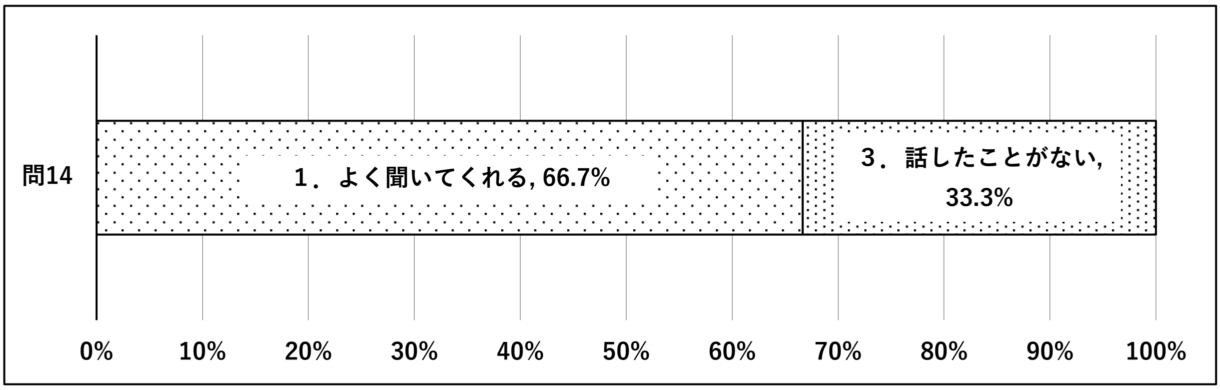

施設　N＝63

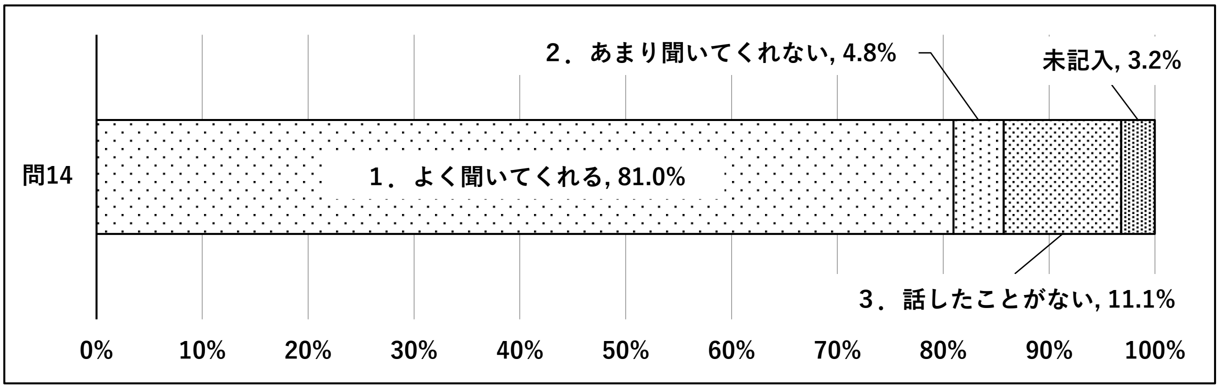

答えたくない、未記入　N=5

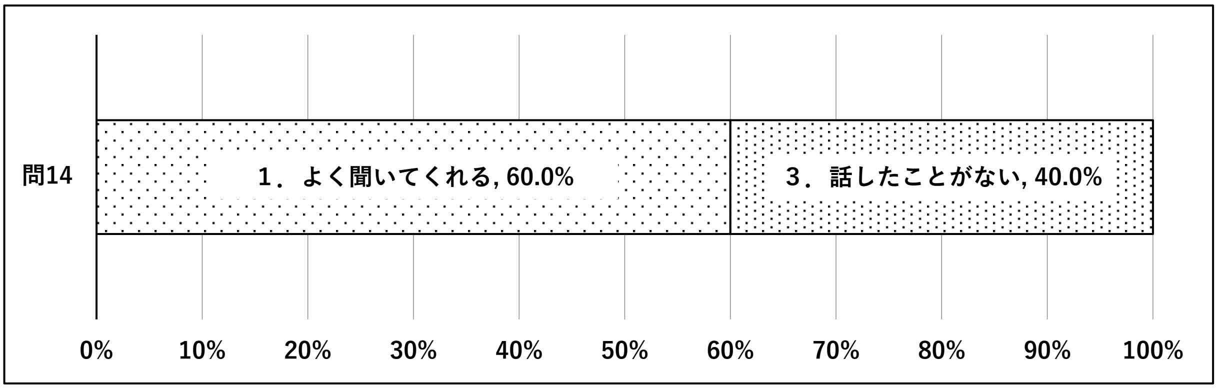

通所　N=1

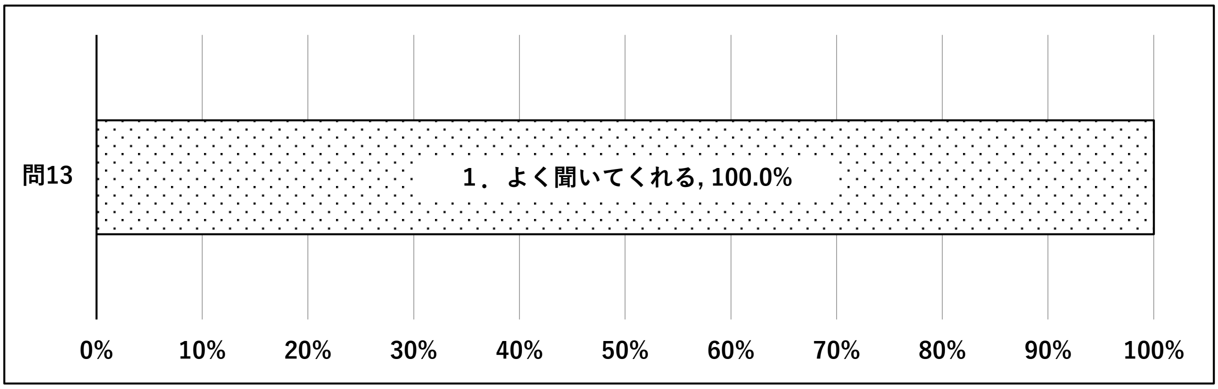

問 15　（問 14 で「よく聞いてくれる」と答えた場合）**どんな相談ができますか（複数回答）**

里親　N=2

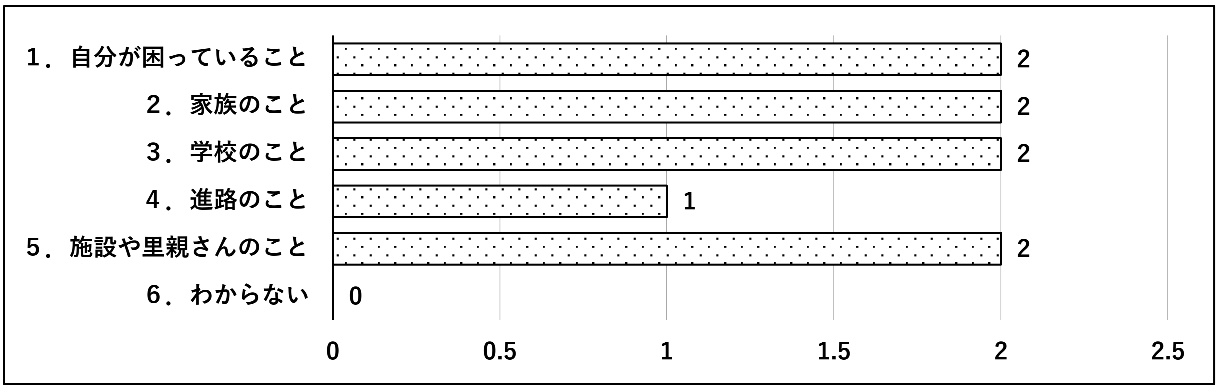

施設　N＝51

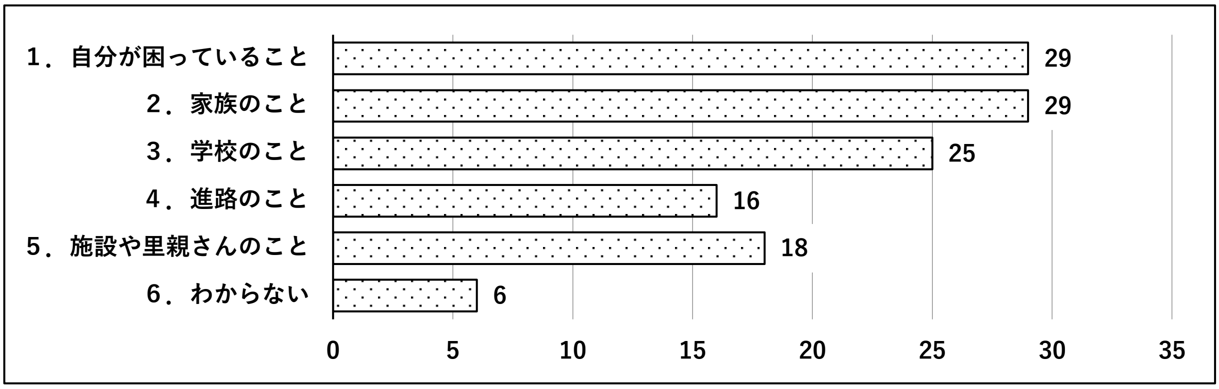

答えたくない、未記入　N=3

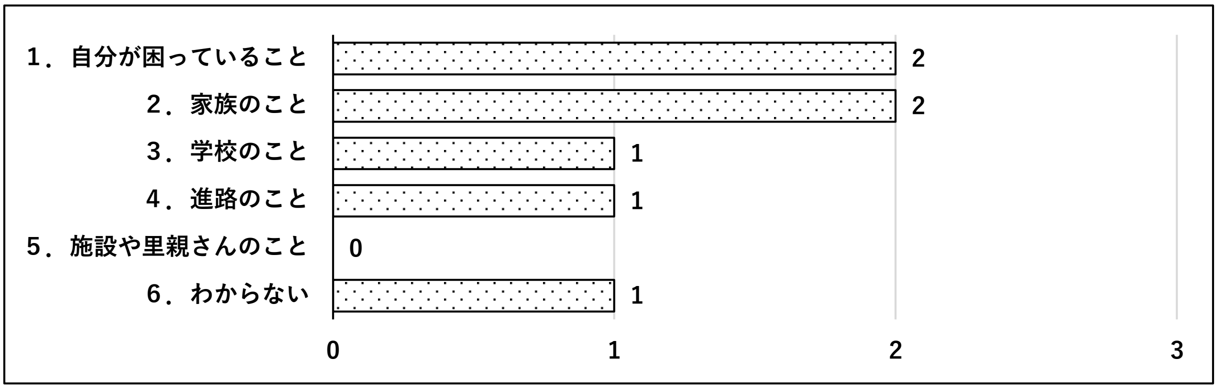

通所　N=1

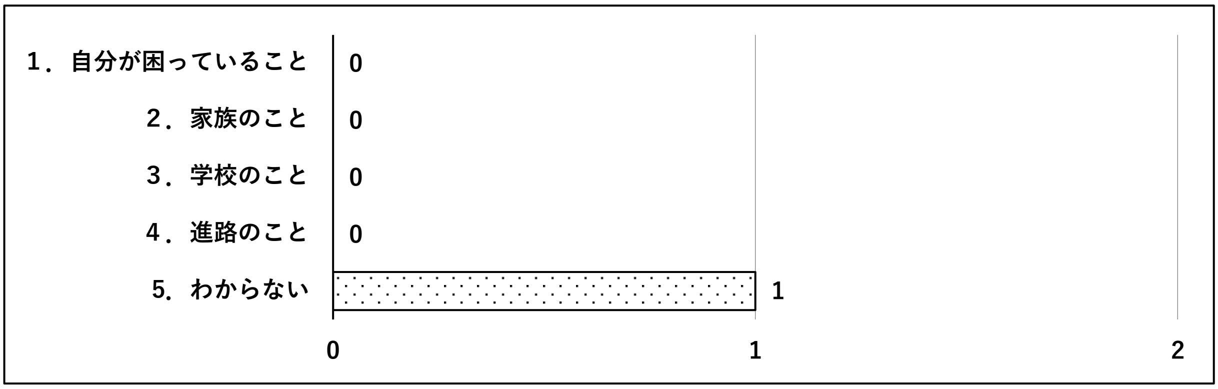

問 16　あなたのこれからのこと（いつまでここで生活するかなど）について、児童相談所の人は説明をしてくれていますか。※施設入所・里親委託中の子どもアンケート

里親　N=3

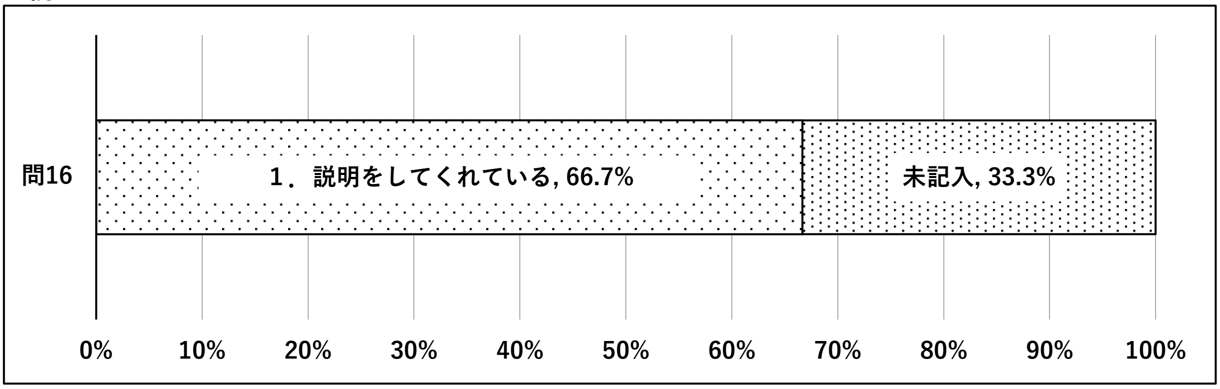

施設　N＝63

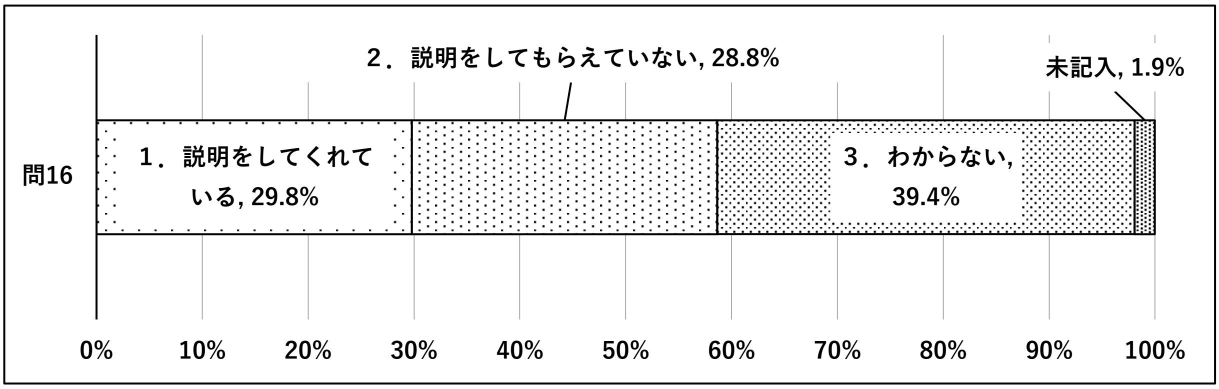

答えたくない、未記入　N=5

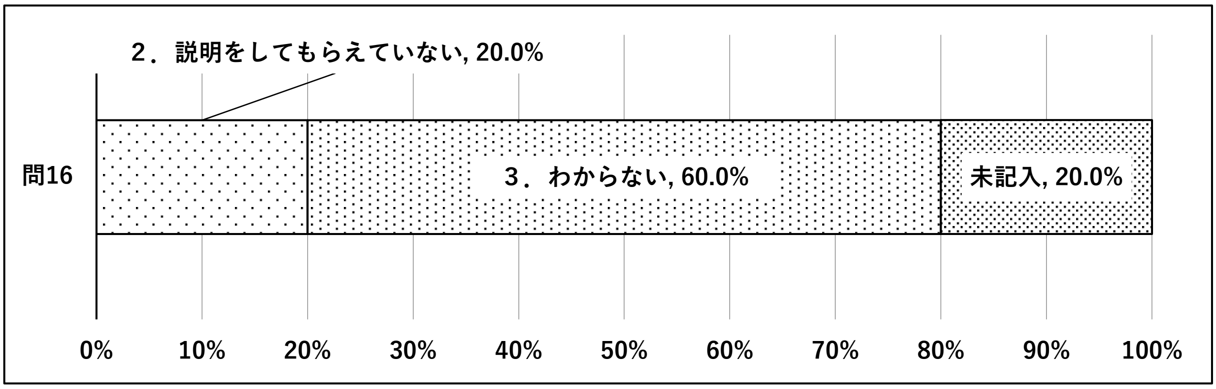

問 15　あなたのこれからのこと（いつまでここに通うのかなど）について、児童相談所の人は説明をしてくれていますか。※通所中の子どもアンケート

通所　N=1

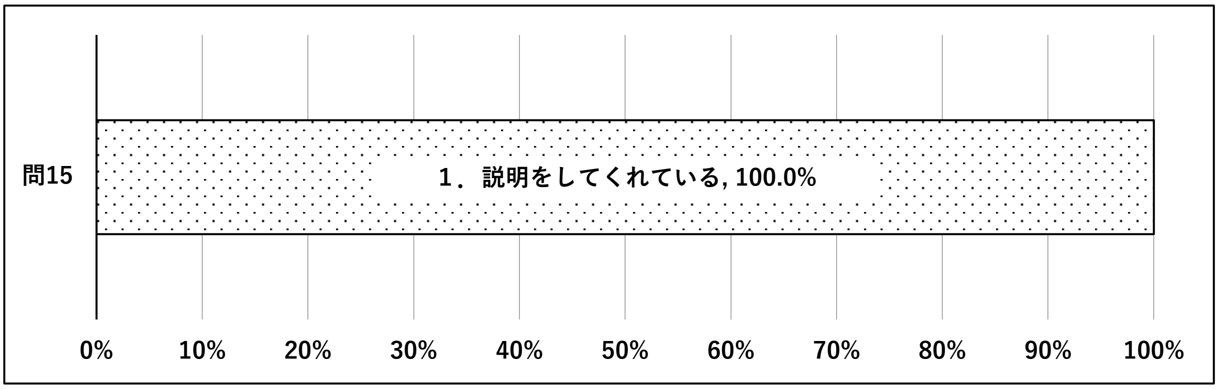

問 17　あなたのこれからのこと（いつまでここで生活するかなど）について、児童相談所の人に自分の気持ちを話せますか。※施設入所・里親委託中の子どもアンケート

里親　N=3

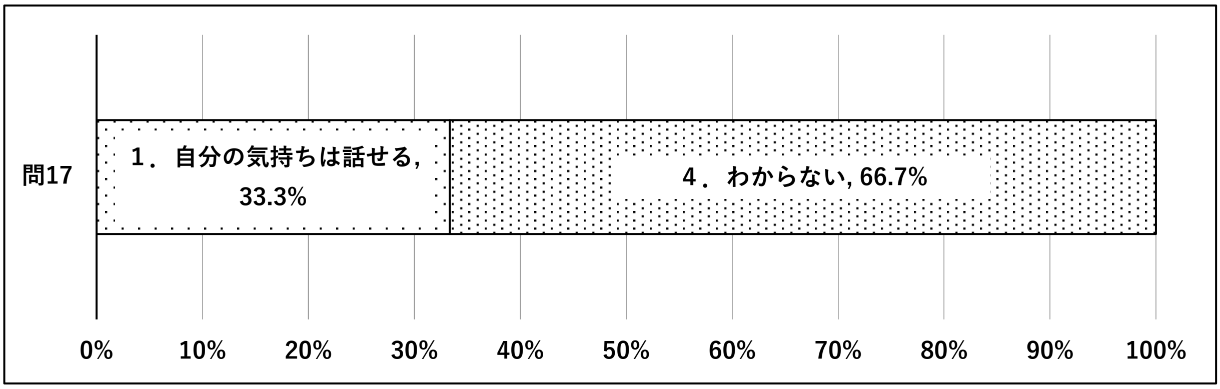

施設　N＝63

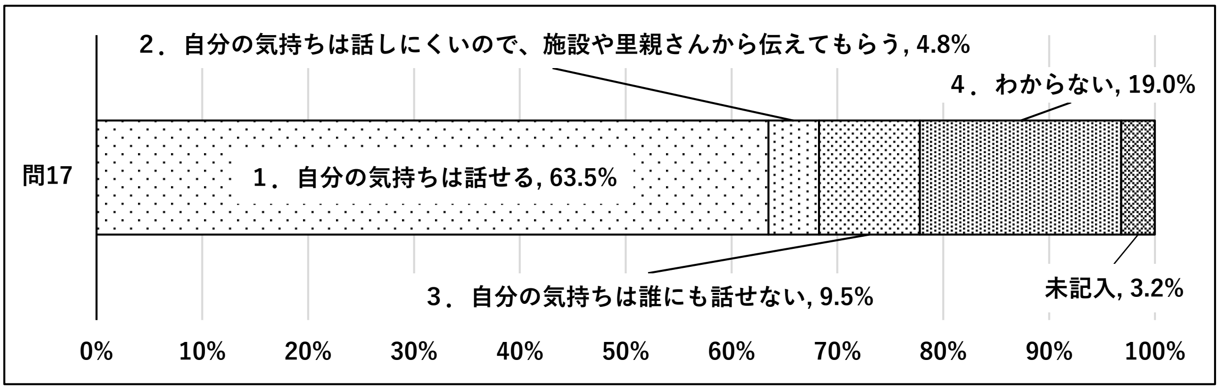

答えたくない、未記入　N=5

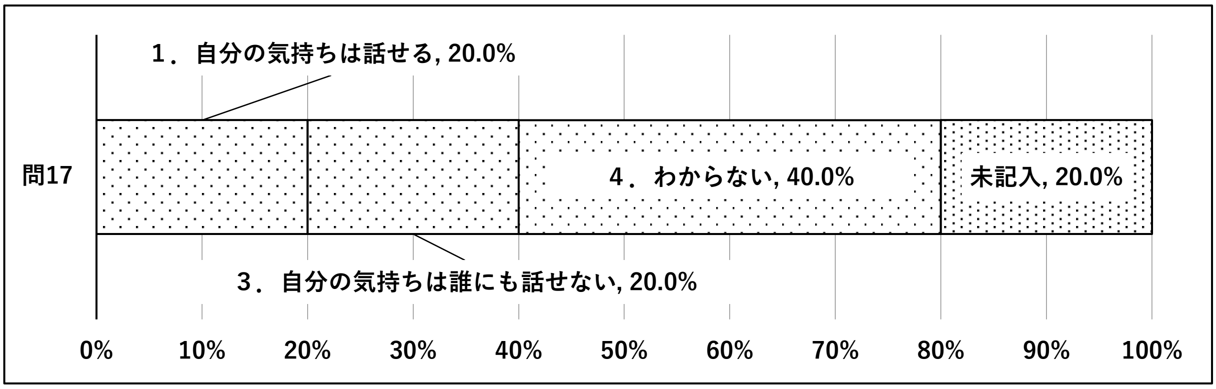

問 16　あなたのこれからのこと（いつまでここに通うのかなど）について、児童相談所の人に自分の気持ちを話せますか。※通所中の子どもアンケート

通所　N=1

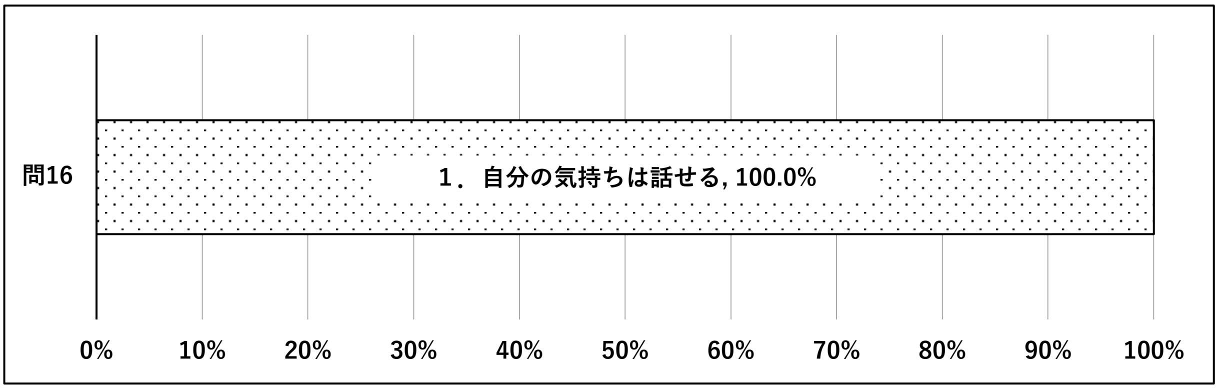

問 18　児童相談所の人や施設の職員、里親さん、家族以外で、あなたの意見や考えを聞いてくれる大人はいますか。

里親　N=3

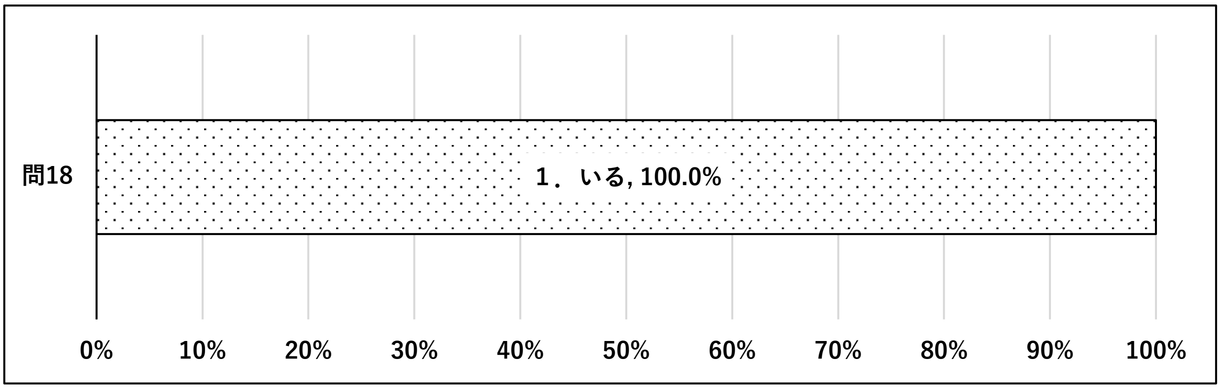

施設　N＝63

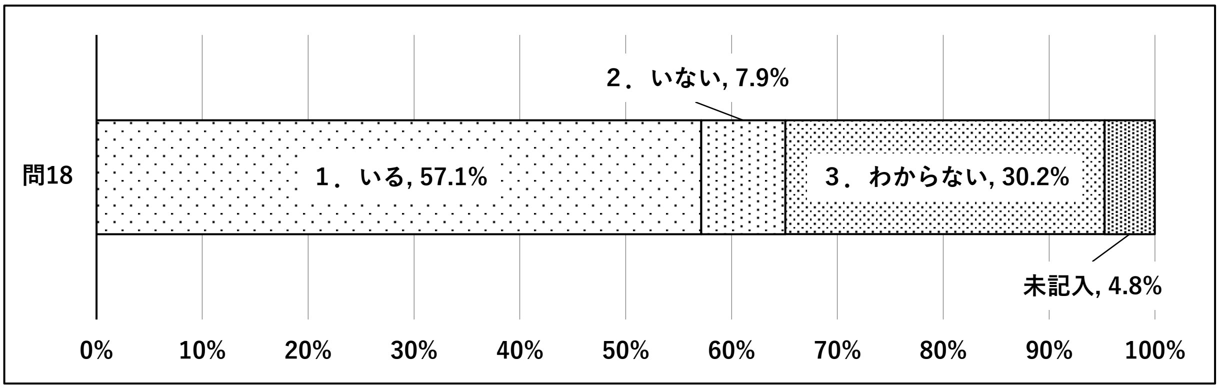

答えたくない、未記入　N=5

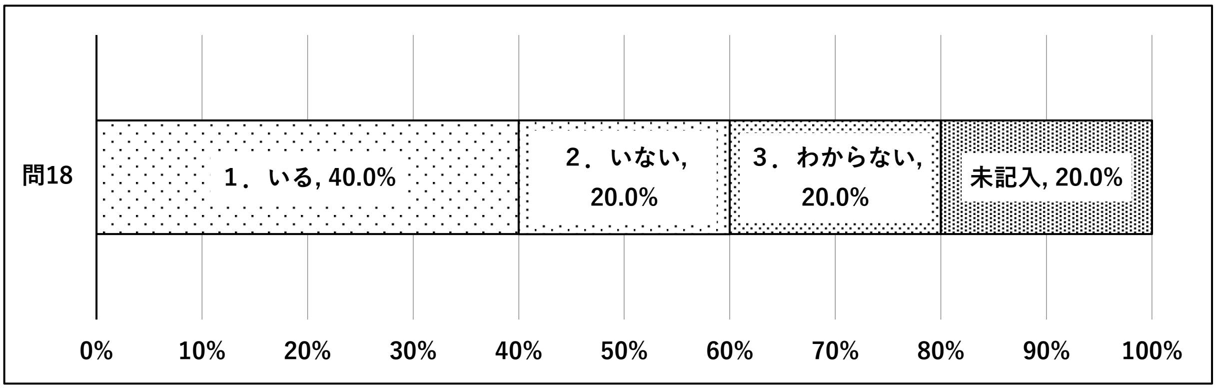

通所　N=1

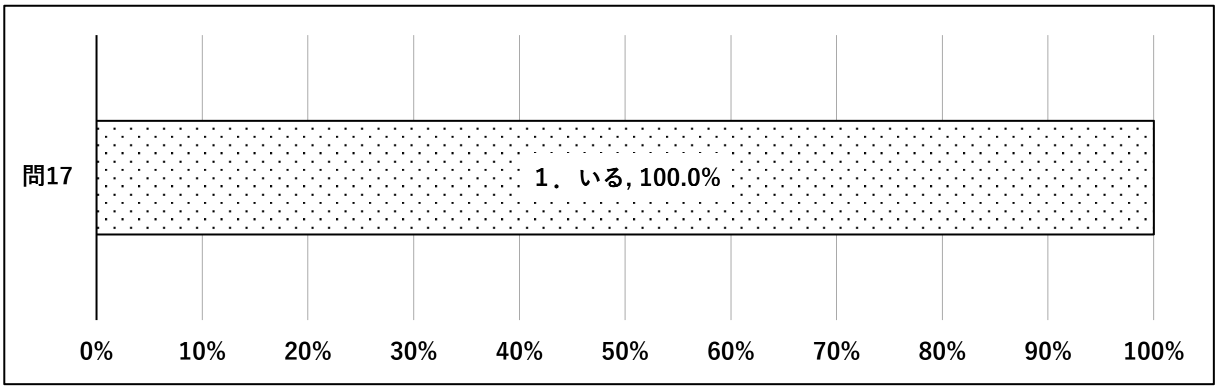

関係機関アンケート結果

(2023 年 7 月実施)

対象：児童相談所(自己評価)・管轄市町村・施設・里親

鳥取県米子児童相談所　2023 年度実施　関係機関アンケート集計結果

■回答者情報

市区町村	N=4
①種別	
1:市	1
2:町	3
3:区	0
4:村	0
5.その他	0
未記入	0
合計	4

②児相との連絡頻度（おおむね）	
1:ほぼ毎日	2
2:週に数回	0
3:月に数回	2
4:年に数回	0
5:その他	0
未記入	0
合計	4

里親	N=4
①種別	
11:養育	1
12:養子縁組	0
13:専門	1
14:親族	0
15:ファミリーホーム	2
未記入	0
合計	4

②所在地	
1:児相管内	3
2:児相設置自治体内	0
3:児相設置自治体外	0
未記入	1
合計	4

③2023 年 4 月 1 日現在の児童数	
受託・入所児童数	
内当該児相分	

④児相との連絡頻度（おおむね）	
1:ほぼ毎日	0
2:週に数回	1
3:月に数回	3
4:年に数回	0
5:その他	0
未記入	0
合計	4

施設	N=12
①種別	
21:乳児院	1
22:児童養護施設	5
23:児童自立支援施設	2
24:児童心理治療施設	1
25 自立援助ホーム	1
26 障がい児入所施設	2
未記入	0
合計	12

②所在地	
1:児相管内	4
2:児相設置自治体内	6
3:児相設置自治体外	2
未記入	0
合計	12

③2023 年 4 月 1 日現在の児童数	
受託・入所児童数	
内当該児相分	

④児相との連絡頻度（おおむね）	
1:ほぼ毎日	2
2:週に数回	5
3:月に数回	5
4:年に数回	0
5:その他	0
未記入	0
合計	12

評価項目No.	1	子どもへの向き合い方は適切であるか				
児相評価	A					
		S	A	B	C	わからない	未記入
市区町村	N=4	25.0%	75.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
里親	N=4	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

・おおむね適切に行われているが、子どもの心情を理解していない時もある。

施設	N=12	16.7%	58.3%	8.3%	0.0%	16.7%	0.0%

・年に限られた回数の関わりを大事にされている。
・障がい特性が一人ひとりことなるので、それぞれに対応するむずかしさがある
・職員によってばらつきがあるが、措置権者としての関わりと直接処遇している施設職員との住み分けに疑問を感じることがあった。
・施設の子どもへの定期的に面会がないため不明
・本人の様子を見てもらうことはあるが、直接会う、面接などで子どもに話をされる機会がそもそもない。（児：4 歳で疾患ある）
・問題があり何度も面接に来て下さったり、定期的に様子を見に来て下さっている。一方ケースによっては年に 1〜2 回しか面接を行わなかった。子どもは不満に思っているよう。
・こどもの様子をよく見てもらって関わっている。

評価項目No.	2	子どもの権利が守られるための説明や支援等を適切に行っているか					
児相評価	A						
		S	A	B	C	わからない	未記入
市区町村	N=4	0.0%	75.0%	0.0%	0.0%	25.0%	0.0%
里親	N=4	0.0%	75.0%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%
施設	N=12	0.0%	75.0%	16.7%	0.0%	8.3%	0.0%

・措置入所児童に対して面接は実施されているが、権利についての話は相手に合わせて実施の有無がある
・施設の子どもへの定期的に面会がないため不明
・基本的には、子どもの様子、健康面、保護者面会等の様子は細めに情報共有し、子ども目線で検討させてもらっている。
・権利ノートを使用しての権利面談を行っている。入所後も児相の担当心理士が心理的ケアを継続するケースがほとんどないので必要を感じる時はサポートしてもらいたい。

評価項目No.	3	子どもにとって重要な場面において、子どもに対する説明と意見聴取を行っているか					
児相評価	A						
		S	A	B	C	わからない	未記入
市区町村	N=4	0.0%	75.0%	0.0%	0.0%	25.0%	0%
里親	N=4	0.0%	75.0%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%
施設	N=12	0.0%	58.3%	25.0%	0.0%	16.7%	0.0%

・自分の意志の表出が難しい児童が多い
・施設の子どもへの定期的に面会がないため不明
・幼児のため難しい。
・子どもと面談し、意向確認を必要がある都度行っている。

評価項目No.	4	子どもの意見や意向を尊重する対応を行っているか					
児相評価	A						
		S	A	B	C	わからない	未記入
市区町村	N=4	0.0%	75.0%	0.0%	0.0%	25.0%	0.0%
里親	N=4	0.0%	75.0%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%
施設	N=12	16.7%	50.0%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%

・意見が表出できる児童とは話す場面を作られている
・子ども意見、意向ではなく、子どもの様子や状態、家族状況をもとに支援を行っている。
・面談、説明は都度されている。

評価項目No.	5	児童相談所の機能を十分に発揮するために必要な組織・体制が確保されているか					
児相評価	B						
		S	A	B	C	わからない	未記入
市区町村	N=4	0.0%	75.0%	0.0%	0.0%	25.0%	0.0%
里親	N=4	0.0%	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%
・人員不足のように思える。相談員が担当するケースの数が多く、子どもの SOS に対応できない時がある。 ・人員が不足しているように感じる							
施設	N=12	0.0%	66.7%	8.3%	0.0%	25.0%	0.0%
・必要に応じて対応してもらっている。調整に時間がかかると思うことはない。 ・ただし、職員体制は確保となっておらず、増員が必要と考える							

評価項目No.	6	組織的な判断や対応が行える組織運営・体制となっているか					
児相評価	B						
		S	A	B	C	わからない	未記入
市区町村	N=4	0.0%	75.0%	0.0%	0.0%	25.0%	0.0%
里親	N=4	0.0%	75.0%	0.0%	0.0%	25.0%	0.0%
施設	N=12	0.0%	66.7%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%
・担当者が変わることが多く、引き継ぎが不十分と思うことがある ・やや連携においてレスポンスに遅れを感じるときもある。							

評価項目No.	7	職場環境としての法令順守や環境改善に取り組んでいるか
児相評価	B	

評価項目No.	8	児童相談所の業務の質の向上、効率化のための取り組みを実施しているか
児相評価	B	

評価項目No.	9	児童福祉司等の職員に必要な専門性が確保されるための 取り組みを行っているか				
児相評価	B					
		S	A	B	C	わからない	未記入
市区町村	N=4	0.0%	25.0%	0.0%	0.0%	75.0%	0.0%
里親	N=4	0.0%	75.0%	0.0%	0.0%	25.0%	0.0%
施設	N=12	8.3%	50.0%	8.3%	0.0%	33.3%	0.0%

評価項目No.	10	情報の取り扱いが適切に行われているか					
児相評価	B						
		S	A	B	C	わからない	未記入
市区町村	N=4	25.0%	50.0%	0.0%	0.0%	25.0%	0.0%
里親	N=4	0.0%	75.0%	0.0%	0.0%	25.0%	0.0%
施設	N=12	50.0%	41.7%	0.0%	0.0%	8.3%	0.0%

評価項目No.	11	児童記録票等、必要な記録が適切に作成・管理されているか
児相評価	B	

評価項目No.	12	児童虐待や児童相談所の業務に関する地域の知識や理解を 高めるための広報活動を計画的に実施しているか
児相評価	A	

評価項目No.	13	相談・通告の受付体制が確保されているか					
児相評価	B						
		S	A	B	C	わからない	未記入
市区町村	N=4	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%

評価項目No.	14	相談・通告のあったケースに関し、必要な情報収集を迅速かつ的確に行っているか					
児相評価	A						
		S	A	B	C	わからない	未記入
市区町村	N=4	0.0%	75.0%	0.0%	0.0%	25.0%	0.0%

評価項目No.	15	受理会議が適切に開催され、組織的な検討・判断を行っているか
児相評価	A	

評価項目No.	16	子どもの生命を最優先した、安全確認・安全確保が行われているか					
児相評価	A						
		S	A	B	C	わからない	未記入
市区町村	N=4	0.0%	75.0%	0.0%	0.0%	25.0%	0.0%

評価項目No.	17	一時保護の要否について適切な判断及び迅速な対応が行えているか					
児相評価	A						
		S	A	B	C	わからない	未記入
市区町村	N=4	0.0%	75.0%	0.0%	0.0%	25.0%	0.0%
里親	N=4	0.0%	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%
・受託時にその子の情報が足りていない							
施設	N=12	8.3%	83.3%	0.0%	0.0%	8.3%	0.0%
・一時保護を受ける上で気になることがあってお聞きした際も、必ず返答してくださっているため助かっています。 ・施設として一時保護の依頼をした場合、適切かつ理解を得られる説明をもらっている。							

評価項目No.	18	アセスメントに必要な調査が行えているか					
児相評価	B						
		S	A	B	C	わからない	未記入
市区町村	N=4	0.0%	75.0%	0.0%	0.0%	25.0%	0.0%

評価項目No.	19	アセスメントが適切に行われているか				
児相評価	B					
		S	A	B	C	わからない	未記入
市区町村	N=4	0.0%	75.0%	0.0%	0.0%	25.0%	0.0%
里親	N=4	0.0%	75.0%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%
施設	N=12	0.0%	66.7%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%

・医療が必要な児童について情報が不十分であったり、情報が整理されていないと感じることがあります。忙しいのはよくわかります。
・ケースによっては十分にアセスメントができていると思えないケースもある。
・入所時のケース説明が曖昧なことがあり、児相担当のニュアンスと全く違う様子（児童）であり、対応に困ることが多々ある。（仕方ないことかもしれないが）
・アセスメントの共有について施設側から要望して行うことが多く、児相発信で行われることがあまりない。

評価項目No.	20	特にリスクの高いケースについて、必要十分な調査及びアセスメントが行われているか					
児相評価	B						
		S	A	B	C	わからない	未記入
市区町村	N=4	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%

評価項目No.	21	援助方針会議が、適切な頻度・タイミング、体制で開催されているか
児相評価	A	

評価項目No.	22	援助方針の決定に関する判断が適切に行われているか					
児相評価	A						
		S	A	B	C	わからない	未記入
市区町村	N=4	0.0%	75.0%	0.0%	0.0%	25.0%	0.0%

評価項目№	23	援助方針の内容は適切か					
児相評価	A						
		S	A	B	C	わからない	未記入
市区町村	N=4	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%
里親	N=4	0.0%	75.0%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%
施設	N=12	0.0%	75.0%	25.0%	8.3%	0.0%	0.0%

・長い期間入所している児童の場合ライフステージにあわせた変更がされていないことがある。
・指針が添付されていないケースも多々ある。
・細やかな連携が取れているため、援助方針については常に共通認識できている。
・毎年定期的に援助方針が送付されてきていることは良い。援助方針の内容が前年と全く同じことも多い。1年間の支援の成果はどうなのか？と感じる。

評価項目№	24	市区町村がかかわるケースについて、援助方針に関する市区町村への説明や意見反映等を行っているか					
児相評価	B						
		S	A	B	C	わからない	未記入
市区町村	N=4	50.0%	25.0%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%

評価項目№	25	在宅指導中の子どもに対する支援は適切に行われているか					
児相評価	B						
		S	A	B	C	わからない	未記入
市区町村	N=4	0.0%	75.0%	0.0%	0.0%	25.0%	0.0%

評価項目No.	26	指導や措置を行っているケースについての進行管理が適切に行われているか			
児相評価	B				

		S	A	B	C	わからない	未記入
市区町村	N=4	0.0%	75.0%	0.0%	0.0%	25.0%	0.0%
里親	N=4	0.0%	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%
施設	N=12	8.3%	58.3%	25.0%	0.0%	8.3%	0.0%

・入所から月日がたつと、状況の確認がされていないことがある。
・施設入所の場合、施設に任せていると感じられるケースがある。
・知的な面、IQ の低さを考え、児童養護施設が適当なのか考え対応してもらうケースが割と多い。

評価項目No.	27	指導や措置を行っているケースについて、市区町村に対する情報共有を適切に行っているか
児相評価	A	

		S	A	B	C	わからない	未記入
市区町村	N=4	25.0%	50.0%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%

・児童相談所と市町村が連携して関わっているケースについて、市町村に対し情報提供が十分になされないことがある。

		S	A	B	C	わからない	未記入
里親	N=4	0.0%	25.0%	50.0%	0.0%	25.0%	0.0%
施設	N=12	0.0%	66.7%	8.3%	0.0%	25.0%	0.0%

・管外にある施設だからか、学校も市が異なるからか市町村との情報共有はあまり行われない

評価項目No.	28	児童相談所の変更に関し、十分な検討が行われているか
児相評価	A	

評価項目No.	29	「情報提供」または「ケース移管」を行う児童相談所における手続きが適切に行われているか
児相評価	A	

評価項目No.	30	「情報提供」または「ケース移管」を受ける児童相談所における手続きが適切に行われているか
児相評価	A	

評価項目No.	31	社会的養護を必要とする子どもの援助方針の決定に関する判断・調整は適切に行われているか				
児相評価	A					
		S	A	B	C	わからない	未記入
市区町村	N=4	25.0%	50.0%	0.0%	0.0%	25.0%	0.0%
里親	N=4	0.0%	75.0%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%
施設	N=12	0.0%	75.0%	16.7%	0.0%	8.3%	0.0%

・ケースによっては十分にアセスメントができていると思えないケースもある。
・受け入れ可能な施設・里親を確保するのがやっとという実情はあると思う。

評価項目No.	32	里親委託・入所措置等による援助を開始するにあたり、援助者と十分な協議を行っているか					
児相評価	A						
		S	A	B	C	わからない	未記入
里親	N=4	0.0%	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%
施設	N=12	0.0%	75.0%	8.3%	0.0%	16.7%	0.0%

・入所前にケースの説明を求め応じてもらっている。ごくたまに、情報が不十分なことがある。
・担当 CW の力量にもよる

評価項目No.	33	措置開始や措置変更等による援助内容の変更の際には、子どもの負担が少なくなるよう配慮した対応を行っているか					
児相評価	A						
		S	A	B	C	わからない	未記入
里親	N=4	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
施設	N=12	8.3%	91.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

・関係者との情報共有や施設見学などを行ってもらっている。
・入所を検討されている子どもさんが、事前に見学に来られる機会が増えました。施設で生活するイメージを持ちやすくするために、とても良い取り組みであると感じています。
・おおむね良い。

評価項目No.	34	里親や施設等が行う援助内容等に関して必要な確認・助言・支援等を行っているか（指導委託・あっせん・里親委託・入所措置等）					
児相評価	A						
		S	A	B	C	わからない	未記入
里親	N=4	0.0%	75.0%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%
施設	N=12	8.3%	83.3%	0.0%	0.0%	8.3%	0.0%

・日ごろから情報級友やアセスメントに一緒に取り組んでいただき、とても助かっています。そのような米子児相の方々の働きかけによって、こちらも気軽に相談しやすいです。

評価項目No.	35	援助方針の見直しが適切に行われているか					
児相評価	B						
		S	A	B	C	わからない	未記入
里親	N=4	0.0%	50.0%	25.0%	0.0%	25.0%	0.0%
施設	N=12	0.0%	66.7%	25.0%	0.0%	8.3%	0.0%

・定期的に方針はうけとっているが、大幅な変更や検討結果の報告などはない。
・施設に任せっぱなしの印象を受ける。
・最低年１回は見直された援助方針が出る。
・ケースによっては、再アセスメントできてないケースがある。

評価項目No.	36	自立支援計画の見直しが適切に行われるよう、里親・施設との連携を密に行っているか					
児相評価	B						
		S	A	B	C	わからない	未記入
里親	N=4	0.0%	75.0%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%
施設	N=12	8.3%	41.7%	33.3%	8.3%	8.3%	0.0%

・定期的に方針はうけとっているが、大幅な変更や検討結果の報告などはない。
・年に１度のケース会議での助言等は少ない。
・定期体に見直しを行っている。

評価項目No.	37	面会・通信制限や接近禁止命令は、適切な判断・手続きのもとで行われているか				
児相評価	A					
		S	A	B	C	わからない	未記入
里親	N=4	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%
施設	N=12	33.3%	41.7%	0.0%	8.3%	16.7%	0.0%
・判断の根拠がぶれることがある。							

評価項目No.	38	里親や施設等において、児童相談所の介入・調整等が必要な事案が発生した場合に、適切に対応しているか					
児相評価	B						
		S	A	B	C	わからない	未記入
里親	N=4	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
施設	N=12	16.7%	66.7%	8.3%	0.0%	8.3%	0.0%
・保護者との関係性の悪化がないよう協力はしている。 ・ケースに沿って適切にしていただいている。							

評価項目No.	39	一時帰宅における対応が適切に行われているか					
児相評価	A						
		S	A	B	C	わからない	未記入
里親	N=4	0.0%	75.0%	0.0%	0.0%	25.0%	0.0%
施設	N=12	8.3%	75.0%	8.3%	0.0%	8.3%	0.0%

評価項目No.	40	措置や指導等の終結の判断が、慎重かつ適切に行われているか				
児相評価	A					

		S	A	B	C	わからない	未記入
里親	N=4	0.0%	50.0%	25.0%	0.0%	25.0%	0.0%
施設	N=12	0.0%	75.0%	16.7%	0.0%	8.3%	0.0%

・施設に任せっぱなしの印象。施設からの再々の申し入れにも次の施設が見つからないことでの難しさはあるよう。
・ケースによっては入所後のアセスメントが停滞していると感じる。動き始めてから急な動きとなることがある。

評価項目No.	41	措置の解除後の援助について、十分に協議・調整をしているか				
児相評価	A					

		S	A	B	C	わからない	未記入
市区町村	N=4	25.0%	50.0%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%
里親	N=4	0.0%	25.0%	50.0%	0.0%	25.0%	0.0%
施設	N=12	0.0%	75.0%	8.3%	0.0%	16.7%	0.0%

・18 歳をむかえての地域移動が多いので、関係者と話し合う場が設定される。
・次の支援機関との連携は取れている。

評価項目No.	42	入所措置や一時保護の解除時及び解除後の子ども等に対する支援は適切に行われているか				
児相評価	A					

		S	A	B	C	わからない	未記入
市区町村	N=4	25.0%	50.0%	0.0%	0.0%	25.0%	0.0%
里親	N=4	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
施設	N=12	0.0%	75.0%	0.0%	0.0%	25.0%	0.0%

評価項目No.	43	子どもの状況に応じ、児童自立生活援助につなげ、必要な支援等を行っているか					
児相評価	A						
		S	A	B	C	わからない	未記入
里親	N=4	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
施設	N=12	8.3%	41.7%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%

評価項目No.	44	18歳を超えても、必要なケースについては支援を行なっているか
児相評価	A	

評価項目No.	45	家庭養護を推進するためのフォスタリング業務の実施体制の構築に取り組んでいるか					
児相評価	A						
		S	A	B	C	わからない	未記入
里親	N=4	0.0%	75.0%	0.0%	0.0%	25.0%	0.0%
施設	N=12	0.0%	58.3%	0.0%	0.0%	41.7%	0.0%

評価項目No.	46	養子縁組を行うにあたり、必要な判断・手続き等が適切に行われているか					
児相評価	A						
		S	A	B	C	わからない	未記入
里親	N=4	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%
施設	N=12	0.0%	25.0%	0.0%	0.0%	75.0%	0.0%
・今まで関わったケースがない。							

評価項目No.	47	養子縁組成立後も必要な支援等を行っているか
児相評価	A	

評価項目No.	48	適切な場面において、保護者に対する説明と意見聴取を行っているか					
児相評価	A						
		S	A	B	C	わからない	未記入
市区町村	N=4	0.0%	75.0%	0.0%	0.0%	25.0%	0.0%
里親	N=4	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%
施設	N=12	16.7%	66.7%	8.3%	8.3%	0.0%	0.0%
・関係性のよい保護者とはうまく情報共有や収集ができている。 ・ケースによっては保護者さんと連絡をとっていない場合がある。							

評価項目No.	49	保護者の理解・同意を得られるよう努めているか					
児相評価	A						
		S	A	B	C	わからない	未記入
市区町村	N=4	0.0%	75.0%	0.0%	0.0%	25.0%	0.0%
里親	N=4	0.0%	75.0%	0.0%	0.0%	25.0%	0.0%
施設	N=12	16.7%	66.7%	8.3%	0.0%	8.3%	0.0%
・関係性のよい保護者とはうまく情報共有や収集ができている。							

評価項目No.	50	保護者への在宅指導は、計画に基づき適切に行われているか
児相評価	B	

評価項目No.	51	親子関係再構築に向けた適切な指導・支援を行っているか					
児相評価	A						
		S	A	B	C	わからない	未記入
市区町村	N=4	0.0%	50.0%	25.0%	0.0%	25.0%	0.0%
里親	N=4	0.0%	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%
施設	N=12	0.0%	66.7%	33.3%	0.0%	8.3%	0.0%
・現在、再構築にあたる児童がいない。 ・計画的に進めているケースもある一方、関わりをあまりアプローチできていないケースもある。							

評価項目No.	52	関係機関との役割分担や連携方法等が明確になっているか				
児相評価	A					
		S	A	B	C	わからない	未記入
市区町村	N=4	25.0%	50.0%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%

・市町村と連携して関わっているケースの中には、役割分担や連携方法等があまり明確になっていないものもある。

評価項目No.	53	児童相談所と市区町村との連携強化を図るための取り組みをしているか					
児相評価	A						
		S	A	B	C	わからない	未記入
市区町村	N=4	25.0%	50.0%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%

評価項目No.	54	市区町村からの相談等について、迅速かつ適切に対応しているか					
児相評価	A						
		S	A	B	C	わからない	未記入
市区町村	N=4	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

・相談に対して、丁寧に対応していただいており、ケース対応に役立っている。

評価項目No.	55	市区町村が行う相談対応・調査・指導に対し、必要な支援等を行っているか					
児相評価	A						
		S	A	B	C	わからない	未記入
市区町村	N=4	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

・研修会講師として、対応していただいており、意識向上に役立っている。

評価項目No.	56	要対協の運営において、児童相談所として求められる役割・機能を果たしているか					
児相評価	A						
		S	A	B	C	わからない	未記入
市区町村	N=4	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

・町担当児童福祉司に実務者会議、ケース会議等に参加していただき、スーパーバイズしていただいている。

評価項目No.	57	市区町村の子ども家庭相談等を行う職員の資質向上に関する取り組みを実施しているか					
児相評価	A						

		S	A	B	C	わからない	未記入
市区町村	N=4	0.0%	75.0%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%

評価項目No.	58	児童福祉審議会からの意見聴取や報告を適切に行っているか
児相評価	B	

■児童相談所に対するご意見

【市町村】

・人員不足のためか、各ケースへの支援が十分に出来ていない印象を受けている。

【里親】

・家庭環境の厳しい子どもたちに日々対応していただいて、心から感謝を申し上げたいと思います。様々な職員が関わっておられますが、こどもたち本人から聞きとれていないことや、どのような支援が必要なのか、アセスメントが不充分だったり、職員間で共有されていない時があり残念に思うことがあります。

また、里親等に対してはていねいな対応ですが、こどもたちに対して尊重されていないと感じることもあります。

私は里親の登録をしておりますので、いつでも基本はこどもを受け入れられる態せいでいたいと思っていますが、一時保護や委託の際、「この子は障がいがなく大丈夫です」とか「かわいいですよ」など、不適切な発言は以前言われたことがあり、こどもに対しても、私に対しても腹立たしいと思いました。

「死にたい」「学校に行きたくない」という思いをもちながら頑張っているこどもたちにもう少し温かい対応をしていただけると良いと思っています。

日本は児童心理の専門が少ないと思いますし、やっと「こどもまん中社会」の旗あげをしたばかりです。児童相談所のみならず、社会全体でこどもを温かく見守ることが重要だと考えます。どうぞ宜しくお願い致します。

【施設】

・遠方にも関わらず、定期的に学園に来園してくださり児童と関わってくれています。また保ゴ者支援についても丁寧におこなってくれています。
・米子児相の方々には、日ごろから大変お世話になっております。どの職員さんも、こちらのお話をいつも丁寧に聞いてくださったり、迅速な対応をしてくださり、助かっています。児童相談所と施設の役割を明確にしながらも、困ったことがあった際には一緒に悩んでくださるので、とても相談しやすいです。ご迷惑をおかけすることも多々あるかと思いますが、今後ともよろしくお願いいたします。
・施設入所の子どもに対して、定期的に綿花を実施し、子どもの様子を把握してもらえるとよい。何かあればすぐに対応してもらえる点は助かっている。移入所の同意は難しく、子どもの気持ちも変化するため、入所した手は面会の頻度をあげるなどしてもらいたい。
・子どもや保護者の思いを踏まえた支援方針について、理解をいただけている印象です。 また、その上で各所の役割も判断しつつ、必要に応じたサポートの形を柔軟に対応していただけています。非常にありがたいです。今後ともよろしくお願いいたします PS…すでに取り組まれていると思いますが、鳥取県内の入所施設が抱える共有した課題(例えば「性」について)を、児相等関係機関と連携しながらセーフティーかつ現場に有効的な共有や討議を図れるような仕組みが作られると、更に発展的になりますね。 鳥取県だからこそできそうな…